

平成十九年政令第百十八号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項、第四十八号、第五十条第二号、第五十四条第四項及び第八項、第五十七条第一項、第六十七号第一項第二号、第七十四号第十項、第七十五号第七項、第七十六号第六項、第七十八号第八項及び第七十一項、第八十二条第二項、第八十四条第二項、第九十二条第一項及び第二項、第九十四条第二項、第九十七条、第一百条、第一百四十四条、第一百五十三条、第一百六十三条第三項並びに附則第十四条第一項、同法百十号において読み替えて準用する介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第三百四十四条第一項第一号及び第二項から第六項まで、第三百三十五条第一項から第三項まで及び第六項、第三百三十八号第二項（同法第四百四十二条第三項において準用する場合を含む）、第四百四十二条第三項、第四百四十一条第二項並びに第四百四十一条の二、高齢者の医療の確保に関する法律第三十三年法律第九十二号）第九十二条並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十三号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十八年政令第二百九十四号）の全部を改正するこの政令を制定する。

第一章 手数料（第一条・第一条の二）

第二章 特定健康診査（第一条の三）

第三章 後期高齢者医療制度

第一節 総則（第二条）

第二節 被保険者（第三条―第五条の二）

第三節 後期高齢者医療給付（第六条―第十七条）

第四節 保険料（第十八条―第三十三条）

第五節 審査請求（第三十四条・第三十五条）

第六節 雑則（第三十六条）

第四章 雑則（第三十七条）

附則

第一章 手数料

（手数料の額等）

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第十七条の二第一項の規定による

り匿名医療保険等関連情報利用者（法第十六条の三に規定する匿名医療保険等関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名医療保険等関連情報（法第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報）をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに九千円とする。

2 前項の手料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第十七条の二第一項の規定により支払基金等（法第十七条に規定する支払基金等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

（手数料の免除）
第一条の二 法第十七条の二第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。
一 都道府県その他の法第十六条の二第一項第一号に掲げる者
二 法第十六条の二第二項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三 法第十六条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者
四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

2 厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者（前項各号に掲げる者のいづれかである場合は、法第十七条の二第一項の手料を免除する。）
3 前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名医療保険等関連情報利用者は、当該免

除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第十七条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が法第十六条の二第一項の規定による匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等）に提出しなければならない。

第二章 特定健康診査
（法第十八条第一項に規定する政令で定める生活習慣病）
第一条の三 法第十八条第一項に規定する政令で定める生活習慣病は、高血圧症、脂質異常症、糖尿病その他の生活習慣病であつて、内臓脂肪（腹腔内の腸間膜、大網等に存在する脂肪細胞内に貯蔵された脂肪をいう。）の蓄積に起因するものとする。

第三章 後期高齢者医療制度
第一節 総則
（法第四十八条に規定する政令で定める事務）
第二条 法第四十八条に規定する政令で定める事務は、次に掲げるものとする。
一 法第五十条第二号の規定による認定に関する申請の受付
二 法第五十四条第一項の規定による届出の受付
三 法第五十四条第三項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第八項の規定により交付される被保険者証の引渡し
四 法第五十四条第六項及び第九項の規定による被保険者証の返還の受付
五 法第五十四条第七項の規定により交付される被保険者資格証明書の引渡し
六 法第五十四条第十一項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
七 法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
八 法第一百一条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
九 後期高齢者医療制度に関する広報（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合

（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）の区域の全部を対象とするものを除く。）及び当該市町村に申出があつた後期高齢者医療制度に関する相談に応じる事務
十 前各号に掲げる事務に付随する事務
第二節 被保険者
（法第五十条第二号に規定する政令で定める程度の障害の状態）
第三条 法第五十条第二号に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表に定めるところとする。
（法第五十四条第四項に規定する政令で定める特別の事情）
第四条 法第五十四条第四項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。

一 保険料を滞納している被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下この条において「滞納被保険者等」という。）がその財産につき災害を受け、又は盗難にかつたこと。
二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したこと。
三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は休止したこと。
四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損失を受けたこと。
五 前各号に類する事由があつたこと。
（法第五十四条第八項に規定する政令で定める特別の事情）
第五条 法第五十四条第八項に規定する政令で定める特別の事情は、被保険者が滞納している保険料につきその額が著しく減少したこと又は前条に定める事情とする。
（従前住所後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者に関する読み替え）
第五条の二 法第五十五条の二第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|----|-----------|---------|
| 規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |

| | | | | | |
|----------------|---|--|---|----------------|--|
| 第五 条第 一項 | 従前住所後期高 齢者医療広域連 合（当該病院 等）の所在する 後期高齢者医療 広域連合に限る。 以下この条にお いて同じ。） | を（除く。）であつ て、当該病院等に 入院等をした際他 の後期高齢者医療 広域連合（当該病 院等が所在する後 期高齢者医療広域 連合以外の後期高 齢者医療広域連合 をいう。）の区域 内に住所を有して いたと認められる もの 当該他の後期高 齢者医療広域連 合 | 継続して入院等 （従前住所後期 高齢者医療広域 連合が行う後期 高齢者医療の被 保険者となつた 以後の入院等に 限る。以下この 項及び次項にお いて同じ。） | 第五 条第 五項 | 他の後期高齢者医 療広域連合 （現入院病院等が 所在する後期高 齢者医療広域連 合以外の後期高 齢者医療の被保 険者であつた ）の区域内に住 |
|----------------|---|--|---|----------------|--|

所を有していたと認められる

第三節 後期高齢者医療給付

（法第五十七条第一項に規定する政令で定める法令）

第六条 法第五十七条第一項に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

二 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

三 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）

四 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）

五 船員法（昭和二十二年法律第百号）

六 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）

七 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）

八 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）

九 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）

十 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）

十一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）

十二 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）

十三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第百四十三号）

十四 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）

十五 裁判官の災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第百号）

十六 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

十七 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）

十八 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）

十九 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）（同法第十八条の規定に係る部分を除く。）

二十 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）

二十一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（一部負担金に係る所得の額の算定方法等）

第七条 法第六十七条第一項第二号及び第三号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）の所得について行ふものとし、その額は、第一号に掲げる額（当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢十九歳未満の者で同年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をい、当該年齢十九歳未満の者の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」といふ。）を有するものにあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額」とする。

一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第十五条第一項第六号及び第十六条の三第一項第六号において同じ。）に係る同法第三百十四條の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五條の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項又は第三十六條の二第一項、第三十五條の三第一項又は第三十六條の

規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二條第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五條の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五條の二の六第六項又は第三十五條の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五條の二の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八條第二項（同法第十二條第五項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。第十八條第四項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子の額、同法第十二條第六項及び第十六條第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十八條第四項第一号において「租税条約等実施特例法」といふ。）第三條の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第十五條第一項第六号、第十六條の三第一項第六号並びに第十八條第一項第二号及び第三号において同じ。）の合計額から地方税法第三十四條の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

二 当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において年齢十六歳

未滿の控除対象者の数に三十三万円を乗じて得た額及び同日現在において年齢十六歳以上十九歳未滿の控除対象者の数に十二万円を乗じて得た額の合計額

2 法第六十七条第一項第二号に規定する政令で定める額は、二十八万円とする。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。

一 当該療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者について当該療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する年が一月から七月までの場合にあっては、前々年以下この号において同じ。)中の所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等の収入金額及び前年の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額(租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項、第三十五条の四第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額からこれらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額及びこれらの規定(同法第三十五条の二第一項及び第三十五条の三第一項を除く。)の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額の合計額を控除した金額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除した金額(その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額が三百二十万円(当該世帯に他の被保険者がいない者にあつては、二百万円)に満たない者

二 市町村民税世帯非課税者(その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が当該療養の給付

を受ける日の属する年度(当該療養の給付を受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第十六条の二第二項において同じ。)が課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。第五項第四号、第十四条第七項及び第十五条第五項第五号において同じ。

4 法第六十七条第一項第三号に規定する政令で定める額は、百四十五万円とする。

5 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。

一 当該療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円(当該世帯に他の被保険者がいない者にあつては、三百八十三万円)に満たない者

二 当該療養の給付を受ける者(その属する世帯に他の被保険者がいない者であつて七十歳以上七十五歳未滿の法第七条第四項に規定する加入者(以下この号において「加入者」という。)がいるものに限る。)及びその属する世帯の加入者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者

三 当該療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者について当該療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)の第十八条第一項第二号に規定する基礎控除後の総所得金額等の算定の例により算定した額を合算した額が二百十万円以下である者

四 市町村民税世帯非課税者

(入院時食事療養費に関する読替え)

第八條 法第七十四条第十項の規定により健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十四条の規定を準用する場合においては、同条中「健康保険の診療」とあるのは「後期高齢者医療の診療」と、「医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師」と

あり、及び「医師若しくは歯科医師(以下「保険医」と総称する。)又は薬剤師(以下「保険薬剤師」という。)とあるのは「医師又は歯科医師」と読み替えるものとする。 2 前項に定めるもののほか、法第七十四条第十項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------|--------|---------------|
| 第六十條第一項 | 療養の給付 | 入院時食事療養費に係る療養 |
| 第六十條第二項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第六十條第三項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第六十條第四項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第六十條第五項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第六十條第六項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第六十條第七項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第六十條第八項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第六十條第九項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第六十條第十項 | 療養又は調剤 | 診療 |

| | | |
|---------|--------|---------------|
| 第七十條第一項 | 療養の給付 | 入院時食事療養費に係る療養 |
| 第七十條第二項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第三項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第四項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第五項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第六項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第七項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第八項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第九項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第十項 | 療養又は調剤 | 診療 |

| | | |
|---------|--------|---------------|
| 第七十條第一項 | 療養の給付 | 入院時食事療養費に係る療養 |
| 第七十條第二項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第三項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第四項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第五項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第六項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第七項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第八項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第九項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第十項 | 療養又は調剤 | 診療 |

| | | |
|---------|--------|---------------|
| 第七十條第一項 | 療養の給付 | 入院時食事療養費に係る療養 |
| 第七十條第二項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第三項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第四項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第五項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第六項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第七項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第八項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第九項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第十項 | 療養又は調剤 | 診療 |

| | | |
|---------|--------|---------------|
| 第六十條第一項 | 療養の給付 | 入院時食事療養費に係る療養 |
| 第六十條第二項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第六十條第三項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第六十條第四項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第六十條第五項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第六十條第六項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第六十條第七項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第六十條第八項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第六十條第九項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第六十條第十項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第一項 | 療養の給付 | 入院時食事療養費に係る療養 |
| 第七十條第二項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第三項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第四項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第五項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第六項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第七項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第八項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第九項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第十項 | 療養又は調剤 | 診療 |

| | | |
|---------|--------|---------------|
| 第七十條第一項 | 療養の給付 | 入院時食事療養費に係る療養 |
| 第七十條第二項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第三項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第四項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第五項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第六項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第七項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第八項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第九項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第七十條第十項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第八十條 | 療養の給付 | 入院時食事療養費に係る療養 |
| 第八十條第二項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第八十條第三項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第八十條第四項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第八十條第五項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第八十條第六項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第八十條第七項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第八十條第八項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第八十條第九項 | 療養又は調剤 | 診療 |
| 第八十條第十項 | 療養又は調剤 | 診療 |

第九條 (入院時生活療養費に関する読替え) 第九條 法第七十五条第七項の規定により健康保険法第六十四条の規定を準用する場合には、後期高齢者医療の診療」と、「医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師」とあり、及び「医師若しくは歯科医師(以下「保険医」と総称する。)又は薬剤師(以下「保険薬剤師」という。)とあるのは「医師又は歯科医師」と読み替えるものとする。 2 前項に定めるもののほか、法第七十五条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--------------|-----------------------|---------------------------|
| 第七十四 条第六項 | 入院時食事 療養費 | 訪問看護療養費 |
| 第七十四 条第七項 | 食事療養に 関する 食事療養費 | 指定訪問看護に 関する 指定訪問看護費 |

(訪問看護療養費の請求)

第十二条 指定訪問看護事業者（法第五十九条第三項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める日までに訪問看護療養費を請求するものとする。
2 前項に定めるもののほか、訪問看護療養費の請求に必要事項は、厚生労働省令で定める。

(特別療養費に関する読み替え)

第十三条 法第八十二条第二項の規定により健康保険法第六十四条の規定を準用する場合においては、同条中「健康保険」とあるのは、「後期高齢者医療」と読み替えるものとする。
2 前項に定めるもののほか、法第八十二条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---|--|---|
| 法の規定 中読み替 えられ る字句 の規定 | 読み替 えられ る字句 | 読み替える字句 |
| 第六十 四 条 第 一 項 の 給 付 | 特別療養費に係る療養 | |
| 第六十 五 条 | 第七十 一 条 第 一 項 の 療 養 の 給 付 の 取 扱 い 及 び 担 当 に 関 する 基 準 | 被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は第七十一条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準に従い、被保険者証が交付されているならば入院時食事療養費の支給を受けることができる場合は第七十四条第四項の入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、被保険者証が交付されているならば入院時 |

| | | | |
|------------------------------|-------------------------|----------------------------------|---|
| 第六十 六 条 第 一 項 | 療養の 給付を | 特別療養費に係る療養 | 生活療養費の支給を受け ることができるときは第 七十五條第四項の入院時 生活療養費に係る療養の 取扱い及び担当に関する 基準に従い、被保険者証 が交付されているならば 保険外併用療養費の支給 を受けることができる場 合は第七十六條第三項の 保険外併用療養費に係る 療養の取扱い及び担当に 関する基準 |
| 第六十 七 条 第 二 項 | 療養の 給付に 関する 費用 | 特別療養費に係る療養に つき算定した費用 | |
| 第六十 八 条 第 一 項 | 療養の 給付に 関する 費用 | 第八十二条第二項におい て準用する第七十六條第 二項 | |
| 第六十 九 条 第 一 項 | 療養の 給付 | 特別療養費に係る療養 | |
| 第七十 一 条 第 一 項 | 療養の 給付 | 第八十二条第二項におい て準用する第六十六條第 二項 | |
| 第七十 二 条 第 一 項 | 療養の 給付 | 特別療養費に係る療養 | |
| 第七十 三 条 第 一 項 | 療養の 給付 | 第八十二条第二項におい て準用する第六十六條第 二項 | |
| 第七十 四 条 第 一 項 | 療養の 給付 | 特別療養費に係る療養 | |
| 第七十 五 条 第 一 項 | 療養の 給付 | 第八十二条第二項におい て準用する第六十六條第 二項 | |
| 第七十 六 条 第 一 項 | 療養の 給付 | 特別療養費に係る療養 | |
| 第七十 七 条 第 一 項 | 療養の 給付 | 第八十二条第二項におい て準用する第六十六條第 二項 | |
| 第七十 八 条 第 一 項 | 療養の 給付 | 特別療養費に係る療養 | |
| 第七十 九 条 第 一 項 | 療養の 給付 | 第八十二条第二項におい て準用する第六十六條第 二項 | |
| 第八十 条 第 一 項 | 療養の 給付 | 特別療養費に係る療養 | |

| | | | |
|------------------------------|-------------------------|----------------------------------|---|
| 第七十 六 条 第 一 項 | 療養の 給付に 関する 費用 | 特別療養費に係る療養に つき算定した費用 | 生活療養費の支給を受け ることができるときは第 七十五條第四項の入院時 生活療養費に係る療養の 取扱い及び担当に関する 基準に従い、被保険者証 が交付されているならば 保険外併用療養費の支給 を受けることができる場 合は第七十六條第三項の 保険外併用療養費に係る 療養の取扱い及び担当に 関する基準 |
| 第七十 七 条 第 二 項 | 療養の 給付に 関する 費用 | 特別療養費に係る療養に つき算定した費用 | |
| 第七十 八 条 第 一 項 | 療養の 給付に 関する 費用 | 第八十二条第二項におい て準用する第七十六條第 二項 | |
| 第七十 九 条 第 一 項 | 療養の 給付 | 特別療養費に係る療養 | |
| 第八十 条 第 一 項 | 療養の 給付 | 第八十二条第二項におい て準用する第六十六條第 二項 | |
| 第八十 一 条 第 一 項 | 療養の 給付 | 特別療養費に係る療養 | |

する場
合を含
む。）
食事療
養
特別療養費に係る療養
併用療
養費
第七十
六条第
一
項に
規定す
る療養
の給付
に費用
の算定に
関する
費用の
額を算定
するに
関する
基準に
よって、
被保険
者証が
交付さ
れてい
るなら
ば療養
の給付
を受け
ることが
できる
場合
は第七
十一條
第一項
に規定
する療
養の給
付に要
する費
用の額
の算定
に
関する
基準に
よって、
被保険
者証が
交付さ
れてい
るなら
ば療養
の給付
を受け
ることが
できる
場合
は第七
十六條
第二項
第一号
に規定
する厚
生労働
大臣が
定める
基準に
よって、
被保険
者証が
交付さ
れてい
るなら
ば訪問
看護療
養費の
支給を
受ける
ことが
できる
場合
は第七
十六條
第二項
第二号
に規定
する厚
生労働
大臣が
定める
基準に
よって、
被保険
者証が
交付さ
れてい
るなら
ば訪問
看護療
養費の
支給を
受ける
ことが
できる
場合
は第七
十八條
第四項
に規定
する

た療養に係る次に掲げる額を合算した額から次
項又は第三項の規定により支給される高額療養
費の額を控除して得た額（以下「被保険者一部
負担金等合算額」という。）を一部負担金等世
帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得
た額とする。
一 同一の世帯に属する被保険者が同一の月に
受けた療養（法第六十四条第二項第一号に規
定する食事療養（以下「食事療養」という。）
及び同項第二号に規定する生活療養（以下
「生活療養」という。）を除く。以下この項か
ら第三項まで、第十六條第一項及び第十六條
の二において同じ。）であつて次号に規定す
る特定給付対象療養以外のものに係る次のイ
からヌまでに掲げる額を合算した額
イ 一部負担金の額
ロ 法第五十七條第一項に規定する法令によ
る医療に関する現物給付及び同条第二項の
規定による差額の支給を受けた場合におけ
る当該差額の算定の基礎となつた一部負担
金の額
ハ 当該療養が法第六十四条第二項第三号に
規定する評価療養、同項第四号に規定する
患者申出療養又は同項第五号に規定する選
定療養を含む場合における一部負担金の額
ニ 法第七十六條第二項第一号に規定する厚
生労働大臣が定める基準により算定した費
用の額（その額が現に当該療養に要した費
用の額を超えるときは、当該現に療養に要
した費用の額とする。ニにおいて同じ。）
ホ 療養費の支給に要した費用につき法第
七十七條第四項の規定により算定した費用
の額から当該療養に要した費用につき療養

を控除した額を加えた額
ニ 保険外併用療養費の支給を受けるべき場
合について法第五十七條第一項に規定する
法令による医療費の支給及び同条第二項の
規定による差額の支給を受けた場合におけ
る当該差額の算定の基礎となつた保険外併
用療養費の額を当該保険外併用療養費の支
給についての療養につき法第七十六條第二
項第一号に規定する厚生労働大臣が定める
基準により算定した費用の額から控除し
た額

ホ 療養費の支給に要した費用につき法第
七十七條第四項の規定により算定した費用
の額から当該療養に要した費用につき療養

を控除した額を加えた額
ニ 保険外併用療養費の支給を受けるべき場
合について法第五十七條第一項に規定する
法令による医療費の支給及び同条第二項の
規定による差額の支給を受けた場合におけ
る当該差額の算定の基礎となつた保険外併
用療養費の額を当該保険外併用療養費の支
給についての療養につき法第七十六條第二
項第一号に規定する厚生労働大臣が定める
基準により算定した費用の額から控除し
た額

を控除した額を加えた額
ニ 保険外併用療養費の支給を受けるべき場
合について法第五十七條第一項に規定する
法令による医療費の支給及び同条第二項の
規定による差額の支給を受けた場合におけ
る当該差額の算定の基礎となつた保険外併
用療養費の額を当該保険外併用療養費の支
給についての療養につき法第七十六條第二
項第一号に規定する厚生労働大臣が定める
基準により算定した費用の額から控除し
た額

を控除した額を加えた額
ニ 保険外併用療養費の支給を受けるべき場
合について法第五十七條第一項に規定する
法令による医療費の支給及び同条第二項の
規定による差額の支給を受けた場合におけ
る当該差額の算定の基礎となつた保険外併
用療養費の額を当該保険外併用療養費の支
給についての療養につき法第七十六條第二
項第一号に規定する厚生労働大臣が定める
基準により算定した費用の額から控除し
た額

を控除した額を加えた額
ニ 保険外併用療養費の支給を受けるべき場
合について法第五十七條第一項に規定する
法令による医療費の支給及び同条第二項の
規定による差額の支給を受けた場合におけ
る当該差額の算定の基礎となつた保険外併
用療養費の額を当該保険外併用療養費の支
給についての療養につき法第七十六條第二
項第一号に規定する厚生労働大臣が定める
基準により算定した費用の額から控除し
た額

を控除した額を加えた額
ニ 保険外併用療養費の支給を受けるべき場
合について法第五十七條第一項に規定する
法令による医療費の支給及び同条第二項の
規定による差額の支給を受けた場合におけ
る当該差額の算定の基礎となつた保険外併
用療養費の額を当該保険外併用療養費の支
給についての療養につき法第七十六條第二
項第一号に規定する厚生労働大臣が定める
基準により算定した費用の額から控除し
た額

を控除した額を加えた額
ニ 保険外併用療養費の支給を受けるべき場
合について法第五十七條第一項に規定する
法令による医療費の支給及び同条第二項の
規定による差額の支給を受けた場合におけ
る当該差額の算定の基礎となつた保険外併
用療養費の額を当該保険外併用療養費の支
給についての療養につき法第七十六條第二
項第一号に規定する厚生労働大臣が定める
基準により算定した費用の額から控除し
た額

費として支給される額に相当する額を控除した額

へ 療養費の支給を受けるべき場合について
法第五十七条第一項に規定する法令による医療費の支給及び同条第二項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基礎となつた療養費の額を当該療養費の支給についての療養につき法第七十七條第四項の規定により算定した費用の額から控除した額

ト 訪問看護療養費の支給についての療養につき法第七十八條第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該療養に要した費用につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額

チ 訪問看護療養費の支給を受けるべき場合について法第五十七條第一項に規定する法令による医療費の支給及び同条第二項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基礎となつた訪問看護療養費の額を当該訪問看護療養費の支給についての療養につき法第七十八條第四項の規定により算定した費用の額から控除した額

リ 特別療養費の支給についての療養につき法第八十二條第二項において準用する法第七十六條第二項の規定により算定した費用の額から当該療養に要した費用につき特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額

又 特別療養費の支給を受けるべき場合について法第五十七條第一項に規定する法令による医療費の支給及び同条第二項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基礎となつた特別療養費の額を当該特別療養費の支給についての療養につき法第八十二條第二項において準用する法第七十六條第二項の規定により算定した費用の額から控除した額

二 同一の世帯に属する被保険者が前号と同一の月に受けた特定給付対象療養（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費（第十六條第三項において「原爆一般疾病医療費」という。）の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養及び当該被保険者が第六項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受け

た場合における同項に規定する療養をいふ。以下同じ。）について、当該被保険者がなお負担すべき額を合算した額
二 高額療養費は、法第五十二條第一号に該当するに至つたことにより月の初日以外の日において被保険者の資格を取得した者が、同日の属する月（同日以後の期間に限る。）に受けた療養（第十五條において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）に係る次に掲げる額を合算した額から次項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額が、高額療養費算定基準額を超える場合におけるものとし、その額は、当該控除した額から高額療養費算定基準額を控除した額とする
一 被保険者が受けた療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前項第一号イから又までに掲げる額を合算した額
二 被保険者が受けた特定給付対象療養について、当該被保険者がなお負担すべき額を合算した額
三 高額療養費は、被保険者（法第六十七條第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）が受けた療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第一項第一号イから又までに掲げる額を合算した額
二 被保険者（法第六十七條第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）が受けた特定給付対象療養について、当該被保険者がなお負担すべき額を合算した額
四 被保険者が特定給付対象療養（当該被保険者が次項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合における同項に規定する特定疾病給付対象療養及び当該被保険者が第六項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該被保険者が同一の

月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（次項及び第六項において「病院等」という。）について受けた当該特定給付対象療養に係る第一項第一号イから又までに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イから又までに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

五 被保険者が特定疾病給付対象療養（特定給付対象療養（当該被保険者が次項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）のうち健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一條第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべきものをいう。第十五條第五項において同じ。）を受けた場合において、当該特定疾病給付対象療養を受けた被保険者が厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾病給付対象療養に係る第一項第一号イから又までに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イから又までに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

六 被保険者が次の各号のいずれにも該当する疾病として厚生労働大臣が定めるものに係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けたものであるとき、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る第一項第一号イから又までに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イから又までに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

七 費用が著しく高額な一定の治療として厚生労働大臣が定める治療を要すること
二 前号に規定する治療を著しく長期にわたり継続しなければならぬこと
被保険者が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年

金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。第十六條の二第二項において「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該被保険者が同一の月に受けた療養に係る被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額が、第一項の規定により当該被保険者に対して支給されるべき高額療養費の額を超えるときは、当該被保険者に対して支給される高額療養費の額は、同項の規定にかかわらず、当該被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。
第十四條の二 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額（以下この項において「基準日被保険者合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、基準日被保険者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額に高額療養費按分率（同号に掲げる額を、基準日被保険者合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、当該基準日被保険者が基準日（計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日をいう。以下同じ。）において法第六十七條第一項第三号の規定が適用される者である場合は、この限りでない。

一 計算期間（基準日において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者である者（以下この条並びに第十六條の二第一項、第二項及び第四項において「基準日被保険者」という。）が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七條第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る次に掲げる額の合算額（前条第一項から第三項まで又は第七項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）
イ 当該外来療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前条第一項第一号イから又までに掲げる額を合算した額
ロ 当該外来療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該者がなお負担すべき

額

額

二 計算期間（基準日被保険者が他の後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該他の後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る前号に規定する合算額

三 計算期間（基準日被保険者が組合等の組合員等であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。次号において同じ。）について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

四 計算期間（基準日世帯被保険者（基準日において基準日被保険者と同一の世帯に属する被保険者をいう。以下この項及び第三項並びに第十六条の二第一項において同じ。）（基準日被保険者を除く。以下この項及び第三項において同じ。）が組合等の組合員等であり、かつ、当該基準日被保険者が当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2 前項の規定は、計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった者（基準日において他の後期高齢者医療広域連合の被保険者である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-----|--------|---|
| 第一項 | 同号に掲げる | 第二号に掲げる額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）（次項に規定する者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に限 |
|-----|--------|---|

（毎）年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日

（毎）年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日

（毎）年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日

（毎）年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日

（毎）年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日

（毎）年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日

日において法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

一 基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等（基準日において当該基準日組合員等の被扶養者等である者をいう。第三号において同じ。）を基準日世帯被保険者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した額（次号及び第三号において「基準日組合員等合算額」という。）

二 基準日組合員等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額

三 基準日組合員等合算額のうち、基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等を基準日世帯被保険者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一号第一号に掲げる額に相当する額を、基準日組合員等合算額で除して得た率

四 前項の規定は、計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった者（基準日において組合等の組合員等の被扶養者等である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項第一号中「基準日組合員等」とあるのは、「基準日組合員等（基準日において組合等の組合員等である者をいう。第三号において同じ。）を」と、「第二号」とあるのは、「同号」と読み替えるものとする。

五 第一項（第二項において準用する場合を含む。）、第三項（前項において準用する場合を含む。）及び前項において「組合等」とは、健康保険（日雇特例被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者をいう。第十六条の三第三項において同じ。）の保険を除く。）の保険者としての全国健康保険協会、健康保険組合、同法第二百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会、船員保険法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十一号）に基づく共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

六 第一項（第二項において準用する場合を含む。）、第三項（第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において「組合員等」とは、健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であった者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者であった者）をいう。第十六条の三第三項において同じ。）を含む。）、船員保険の被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）をいう。

七 第一項（第二項において準用する場合を含む。）、第三項第一号（第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において「被扶養者等」とは、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者をいう。（高額療養費算定基準額）

第十五条 第十四条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第六号までに掲げる者以外の者
 一 五万七千六百円。ただし、その者が療養のあった月に属する世帯の被保険者に対し、当該療養のあった月以前の十二月以内に既に高額療養費（第十四条第一項又は第二項の規定によるもの（同条第七項の規定によりその額を算定したものを含む。）に限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（以下「高額療養費多数回該当の場合」という。）にあっては、四万四千四百円とする。

二 法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が六百万円以上のもので、二十五万二千六百円と、第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であ

る。）及び第四項において「組合員等」とは、健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であった者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者であった者）をいう。第十六条の三第三項において同じ。）を含む。）、船員保険の被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）をいう。

るときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額」との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、十四万五千元とする。

三 法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満のもの、十六万七千四百円と、第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額の百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、九万三千元とする。

四 法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が三百八十万円未満のもの、八万五千元と、第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

五 市町村民税世帯非課税者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。次号において同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する者（前三号又は次号に掲げる者を除く）。二万四千六百円

六 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあった月の属する年度（療養のあつ

た月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三十三條第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第二条第一項第二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五條第三項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。第十六条の三第一項第六号において同じ。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する者、一万五千元第十四条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号に掲げる者、二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万二千二百円とする。
- 二 前項第二号に掲げる者、十二万六千三百円と、第十四条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万四千元に満たないときは、四十二万四千元）から四十二万四千元を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、七万五千円とする。
- 三 前項第三号に掲げる者、八万三千七百円と、第十四条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二

十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万六千五百円とする。

- 四 前項第四号に掲げる者、四万五千円と、第十四条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万二千二百円とする。
- 五 前項第五号に掲げる者、一万二千三百円
- 六 前項第六号に掲げる者、七千五百円

- 3 第十四条第三項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額）とする。
 - 一 前項第一号に掲げる者、一万八千円
 - 二 前項第五号又は第六号に掲げる者、八千円
- 4 第十四条第四項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額）とする。
 - 一 入院療養（法第六十四条第一項第五号に掲げる療養（当該療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。）をいう。次項において同じ。）である場合、五万七千六百円
 - 二 外来療養である場合、一万八千円
- 5 第十四条第五項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 入院療養（七十五歳到達時特例対象療養を除く。）である場合、次のイからへまでに掲

げる者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額

- イ 第一項第一号に掲げる者、五万七千六百円。ただし、特定疾病給付対象療養（入院療養に限る。）のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（当該特定疾病給付対象療養（入院療養に限る。）を受けた被保険者がそれぞれ同一の病院又は診療所から受けた入院療養に係るものであつて第十四条第五項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この項において「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」という。）
- ロ 第一項第二号に掲げる者、二十五万二千六百円と、第十四条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあっては、十四万五千元とする。
- ハ 第一項第三号に掲げる者、十六万七千四百円と、第十四条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあっては、九万三千元とする。
- ニ 第一項第四号に掲げる者、八万五千元と、第十四条第一項第一号イからへまでに掲

る額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ホ 第一項第五号に掲げる者（第十四条第七項に規定する場合に該当する者を除く。）
二万四千六百円

ヘ 第十四条第七項に規定する場合に該当する者又は第一項第六号に掲げる者 一万五千円

二 入院療養（七十五歳到達時特例対象療養に限る。）である場合 次のイからへまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 二万八千八百円。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ロ 第一項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

ハ 第一項第三号に掲げる者 八万三千七百円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

二 第一項第四号に掲げる者 四万五十円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ホ 第一項第五号に掲げる者 一万二千三百円

ヘ 第一項第六号に掲げる者 七千五百円（除く。）である場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 一万八千円

ロ 第一項第五号又は第六号に掲げる者 八千円

四 外来療養（七十五歳到達時特例対象療養に限る。）である場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 九千円

ロ 第一項第五号又は第六号に掲げる者 四千円

6 第十四条第六項の高額療養費算定基準額は、一万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五千円）とする。

7 第十四条第七項の高額療養費算定基準額は、一万五千円とする。

8 前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の高額療養費算定基準額は、それぞれ十四万四千円とする。（その他高額療養費の支給に関する事項）

第十六条 被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等（法第五十七条第三項に規定する保険医療機関等をいう。以下この条において同じ。）又は指定訪問看護事業者（以下この条において「医療機関等」という。）について療養を受けた場合において、一部負担金、保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき法第七十六条第六項において準用する法第七十四条第五項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。以下同じ。）又は訪問看護療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法第七十八条第八項において準用する法第七十四条第五項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した額をいう。以下同じ。）の支払が行われなかったときは、後期高齢者医療広域連合は、第十四条第一項から第三項までの規定により当該被保険者に対し支給すべき高額療養費（同条第七項の規定によりその額を算定したものを含む。次項において同じ。）について、当該一部負担金の額、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該被保険者に代わり、当該医療機関等に支払うものとする。

一 第十四条第一項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイからへまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額

イ ロからへまでに掲げる者以外の者 五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ロ 前条第一項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千

円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万五百円とする。

ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

二 前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 八万百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ホ 前条第一項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 二万四千六百円

ヘ 前条第一項第六号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところ

二 前条第一項第四号に掲げる者 四万五十円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ホ 第一項第五号に掲げる者 一万二千三百円

ヘ 第一項第六号に掲げる者 七千五百円（除く。）である場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 一万八千円

ロ 第一項第五号又は第六号に掲げる者 八千円

四 外来療養（七十五歳到達時特例対象療養に限る。）である場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 九千円

ロ 第一項第五号又は第六号に掲げる者 四千円

6 第十四条第六項の高額療養費算定基準額は、一万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五千円）とする。

ろにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 一万五千元

二 第十四条第二項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイからへまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額

イ ロからへまでに掲げる者以外の者 二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万二千二百円とする。

ロ 前条第二項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円)から四十二万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、七万五千円とする。

ハ 前条第二項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 八万三千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円)から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万六千五百円とする。

ニ 前条第二項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 四万五千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円)から十三万三千五百円を

控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万二千二百円とする。

ホ 前条第二項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 一万二千三百円

ヘ 前条第二項第六号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 七千五百円

三 第十四条第三項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 一万八千円

ロ 前条第三項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 八千円

四 第十四条第七項の規定によりその額を算定した高額療養費を同項に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 一万五千元

2 前項の規定による支払があったときは、その限度において、被保険者に対し第十四条第一項から第三項までの規定による高額療養費の支給があったものとみなす。

3 被保険者が医療機関等について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合又は第十四条第六項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた被保険者が医療機関等について同項に規定する療養を受けた場合において、一部負担金、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額の支払が行われなかったときは、後期高齢者医療広域連合は、同条第四項から第六項までの規定による高額療養費として当該被保険者に対し支給すべき額に相当する額を当該医療機関等に支払うものとする。

4 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し第十四条第四項から第六項までの規

定による高額療養費の支給があったものとみなす。

5 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う保険医療機関等は、第十四条第四項から第六項までの規定並びに第一項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

6 被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等について法第六十四条第一項第五号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養を受けた場合は、第十四条第四項から第六項までの規定の適用については、当該同号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養は、それぞれ別個の保険医療機関等について受けたものとみなす。

7 被保険者が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者(被保険者又は法第七条第四項に規定する加入者をいう。第十六条の四第一項において同じ。)とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における第十四条の二の規定による高額療養費の支給については、当該厚生労働省令で定める場合において、厚生労働省令で定める日)を基準日とみなして、同条及び前条第八項の規定を適用する。

8 高額療養費の支給に関する手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(高額介護合算療養費の支給要件及び支給額) 第十六条の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額(以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。)が介護合算算定基準額に健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額(以下この条において「支給基準額」という。)を加えた額を超える場合に基準日被保険者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率(第一号に掲げる額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう)を乗じて得た額に被保険者介護合算按分率(同号に規定する基準日被保険者が受けた療養に係る同号に掲げる額を、同号に掲げる額で除して得た率をいう)を乗じて得た額とする。ただし、同号から第三号までに掲げる額を合算した額又は第四号及び第五号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

一 基準日世帯被保険者が、計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者として受けた療養に係る次に掲げる額の合算額(第十四条第一項から第三項まで若しくは第七項又は第十四条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。)

イ 当該療養(特定給付対象療養を除く。)に係る第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額を合算した額

ロ 当該療養(特定給付対象療養に限る。)について、当該療養を受けた者がなお負担すべき額を合算した額

二 基準日世帯被保険者が計算期間における他の後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に受けた療養に係る前号に規定する合算額

三 基準日世帯被保険者が計算期間における組合員等(第十四条の二第六項に規定する組合員等をいう。以下この条において同じ。)であった間に受けた療養(前二号に規定する療養を除く。)又は当該組合員等の被扶養者等(第十四条の二第七項に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。)であった者が当該組合員等の被扶養者等であった間に受けた療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

四 基準日世帯被保険者が計算期間に受けた住宅サービス等(介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)第二十二條の二の二第一項に規定する住宅サービス等をいう。次項及び第六項において同じ。)に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合において、当該支給額を控除した額とする。)

五 基準日世帯被保険者が計算期間に受けた介護予防サービス等(介護保険法施行令第二十二條の二の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項及び第六項において同じ。)に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額(同条第二十九條の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合において、当該支給額を控除した額とする。)

六 基準日被保険者が市町村民税世帯非課税者(基準日の属する月における厚生労働省令で定

算期間においてその資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者(被保険者又は法第七条第四項に規定する加入者をいう。第十六条の四第一項において同じ。)とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における第十四条の二の規定による高額療養費の支給については、当該厚生労働省令で定める場合において、厚生労働省令で定める日)を基準日とみなして、同条及び前条第八項の規定を適用する。

高額療養費の支給に関する手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(高額介護合算療養費の支給要件及び支給額) 第十六条の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額(以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。)が介護合算算定基準額に健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額(以下この条において「支給基準額」という。)を加えた額を超える場合に基準日被保険者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率(第一号に掲げる額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう)を乗じて得た額に被保険者介護合算按分率(同号に規定する基準日被保険者が受けた療養に係る同号に掲げる額を、同号に掲げる額で除して得た率をいう)を乗じて得た額とする。ただし、同号から第三号までに掲げる額を合算した額又は第四号及び第五号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

一 基準日世帯被保険者が、計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者として受けた療養に係る次に掲げる額の合算額(第十四条第一項から第三項まで若しくは第七項又は第十四条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。)

イ 当該療養(特定給付対象療養を除く。)に係る第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額を合算した額

ロ 当該療養(特定給付対象療養に限る。)について、当該療養を受けた者がなお負担すべき額を合算した額

二 基準日世帯被保険者が計算期間における他の後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に受けた療養に係る前号に規定する合算額

三 基準日世帯被保険者が計算期間における組合員等(第十四条の二第六項に規定する組合員等をいう。以下この条において同じ。)であった間に受けた療養(前二号に規定する療養を除く。)又は当該組合員等の被扶養者等(第十四条の二第七項に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。)であった者が当該組合員等の被扶養者等であった間に受けた療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

四 基準日世帯被保険者が計算期間に受けた住宅サービス等(介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)第二十二條の二の二第一項に規定する住宅サービス等をいう。次項及び第六項において同じ。)に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合において、当該支給額を控除した額とする。)

五 基準日世帯被保険者が計算期間に受けた介護予防サービス等(介護保険法施行令第二十二條の二の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項及び第六項において同じ。)に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額(同条第二十九條の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合において、当該支給額を控除した額とする。)

める日においてその属する世帯の世帯主及び全
ての世帯員が基準日の属する年度の前年度（第
十六條の四第一項の規定により前年八月一日か
ら三月三十一日までのいずれかの日を基準日と
みなした場合にあつては、当該基準日とみなし
た日の属する年度）分の地方税法の規定による
市町村民税が課されない者（市町村の条例で定
めるところにより当該市町村民税を免除された
者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日
において同法の施行地に住所を有しない者を除
く。）をいう。次条第一項第三号において同じ
）であり、かつ、老齢福祉年金の受給権を有
して居る場合であつて、当該基準日被保険者が
受けた療養に係る前項第一号から第三号までに
掲げる額及び当該基準日被保険者の被扶養者等
が受けた療養に係る同号に掲げる額並びに当該
基準日被保険者が受けた居宅サービス等又は介
護予防サービス等に係る同項第四号及び第五号
に掲げる額の合算額（以下この項において「老
齢福祉年金受給被保険者一部負担金等合算額」
という。）が介護合算算定基準額に支給基準額
を加えた額を超え、かつ、老齢福祉年金受給被
保険者一部負担金等合算額から介護合算算定基
準額を控除した額に介護合算按分率（当該基準
日被保険者が受けた療養に係る前項第一号に掲
げる額を老齢福祉年金受給被保険者一部負担金
等合算額で除して得た率をいう。以下この項に
おいて同じ。）を乗じて得た額が、前項の規定
により当該基準日被保険者に対して支給される
べき高額介護合算療養費の額を超えるときは、
当該基準日被保険者に対して支給される高額介
護合算療養費の額は、同項の規定にかかわら
ず、老齢福祉年金受給被保険者一部負担金等合
算額から介護合算算定基準額を控除した額に介
護合算按分率を乗じて得た額とする。ただし、
当該基準日被保険者が受けた療養に係る同項第
一号から第三号までに掲げる額及び当該基準日
被保険者の被扶養者等が受けた療養に係る同号
に掲げる額を合算した額又は当該基準日被保険
者が受けた居宅サービス等若しくは介護予防サ
ービス等に係る同項第四号及び第五号に掲げる
額を合算した額が零であるときは、この限りで
ない。

3 前二項の規定は、計算期間において当該後期
高齢者医療広域連合の被保険者であつた者（基
準日において他の後期高齢者医療広域連合の被
保険者である者に限る。）に対する高額介護合

算療養費の支給について準用する。この場合に
おいて、第一項中「第一号に掲げる額」とあ
るものは「基準日において同一の世帯に属する
第三項に規定する者が計算期間における当該後
期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に
受けた療養に係る第一号に規定する合算額（以
下この項において「第三項被保険者一部負担金
等世帯合算額」という。）と、「同号に規定す
る基準日被保険者が受けた療養に係る同号に掲
げる額を、同号に掲げる額」とあるのは「第三
項に規定する者が計算期間における当該後期高
齢者医療広域連合の被保険者であつた間に、第三
項被保険者一部負担金等世帯合算額」と、同項
第一号中「基準日世帯被保険者」とあるのは
「基準日において他の後期高齢者医療広域連合
の被保険者である者（以下この条において「基
準日被保険者」という。）が基準日において属
する世帯の当該他の後期高齢者医療広域連合の
被保険者（以下この条において「基準日世帯被
保険者」という。）と、「後期高齢者医療広域連
合」とあるのは「他の後期高齢者医療広域連
合（次号において「基準日後期高齢者医療広域
連合」という。）の」と、同項第一号中「他の」
とあるのは「基準日後期高齢者医療広域連合以
外の」と、前項中「当該基準日被保険者が受け
た療養に係る前項第一号に掲げる額」とあるの
は「次項に規定する者が計算期間における当該
後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間
に受けた療養に係る前項第一号に規定する合算
額」と読み替へるものとする。

4 計算期間において当該後期高齢者医療広域連
合の被保険者であつた者（基準日において組合
員等（国民健康保険の世帯主等であつて被保険
者である者を除く。）である者又は被扶養者等
である者に限る。）に対する高額介護合算療養
費は、当該組合員等である者又は当該被扶養者
等である者を基準日被保険者とみなして厚生労
働省令で定めるところにより算定した第一項各
号に掲げる額に相当する額（以下この項から第
六項までにおいて「通算対象負担額」という。）
を合算した額から七十歳以上介護合算支給総額
（第六項の七十歳以上介護合算一部負担金等世
帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基
準額を控除した額（当該額が支給基準額以下で
ある場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担
金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該

当する場合には、零とする。）をいう。）を控除
した額（以下この項及び次項第一号において
「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）
が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額
を超える場合に支給するものとし、その額は、
介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算
算定基準額を控除した額に介護合算按分率を乗
じて得た額に被保険者介護合算按分率を乗じて
得た額とする。ただし、第一項第一号から第三
号までに係る通算対象負担額を合算した額又は
同項第四号及び第五号に係る通算対象負担額を
合算した額が零であるときは、この限りでな
い。

5 次の各号に掲げる前項の介護合算按分率及び
被保険者介護合算按分率は、それぞれ次の各号
に定める率とする。

一 介護合算按分率 次のイに掲げる額（前項
に規定する者が基準日において被扶養者等で
ある場合にあつては、次のロに掲げる額）を
次のハに掲げる額で除して得た率

イ 前項に規定する者又は基準日において当
該者の被扶養者等である者が計算期間にお
ける当該後期高齢者医療広域連合の被保険
者であつた間に規定した療養に係る通算対象
負担額から次項の規定により支給される高
額介護合算療養費の額を控除した額

ロ 基準日において、前項に規定する者がそ
の被扶養者等である組合員等又は当該組合
員等の被扶養者等である者が当該後期高齢
者医療広域連合の被保険者であつた間に受
けた療養に係る通算対象負担額から次項の
規定により支給される高額介護合算療養費
の額を控除した額

ハ 介護合算一部負担金等世帯合算額

ニ 被保険者介護合算按分率 前項に規定する
者が計算期間における当該後期高齢者医療広
域連合の被保険者であつた間に受けた療養に
係る通算対象負担額から次項の規定により支
給される高額介護合算療養費の額を控除した
額を前号イに掲げる額（前項に規定する者が
基準日において被扶養者等である場合にあつ
ては、同号ロに掲げる額）で除して得た率

ト 通算対象負担額のうち、七十歳に達する日の
属する月の翌月以後に受けた療養又は居宅サ
ービス等若しくは介護予防サービス等に係る額に
相当する額として厚生労働省令で定めるところ
により算定した額（以下この項及び次項にお

6 介

て「七十歳以上通算対象負担額」という。）を
合算した額（以下この項において「七十歳以上
介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）
が七十歳以上介護合算算定基準額に支給基準額
を加えた額を超える場合は、七十歳以上介護合
算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護
合算算定基準額を控除した額に七十歳以上介護
合算按分率を乗じて得た額に七十歳以上被保険
者介護合算按分率を乗じて得た額を高齢介護合
算療養費として第四項に規定する者に支給す
る。ただし、第一項第一号から第三号までに係
る七十歳以上通算対象負担額を合算した額又は
同項第四号及び第五号に係る七十歳以上通算対
象負担額を合算した額が零であるときは、この
限りでない。

7 次の各号に掲げる前項の七十歳以上介護合算
按分率及び七十歳以上被保険者介護合算按分率
は、それぞれ次の各号に定める率とする。

一 七十歳以上介護合算按分率 次のイに掲げ
る額（第四項に規定する者が基準日において
被扶養者等である場合にあつては、次のロに
掲げる額）を次のハに掲げる額で除して得
た率

イ 第四項に規定する者又は基準日において
当該者の被扶養者等である者が計算期間に
おける当該後期高齢者医療広域連合の被保
険者であつた間に受けた療養に係る七十歳
以上通算対象負担額

ロ 基準日において、第四項に規定する者が
その被扶養者等である組合員等又は当該組
合員等の被扶養者等である者が当該後期高
齢者医療広域連合の被保険者であつた間に
受けた療養に係る七十歳以上通算対象負
担額

ハ 七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合
算額

ニ 七十歳以上被保険者介護合算按分率 第四
項に規定する者が計算期間における当該後期
高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に
受けた療養に係る七十歳以上通算対象負担額
を前号イに掲げる額（第四項に規定する者が
基準日において被扶養者等である場合にあつ
ては、同号ロに掲げる額）で除して得た率

第十六條の三 前条第一項（同条第三項において
準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額

| | | | | |
|--|---|--|--|---|
| <p>は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号から第六号までに掲げる者以外の者 五十六万円</p> <p>二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者(次号及び第四号において「第三号適用者」という。)であつて、所得の額(同項第三号に規定する所得の額をいう。次号及び第四号において同じ。)が六百九十万円以上であるもの 二百二十二万円</p> <p>三 第三号適用者であつて、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満であるもの 百四十一万円</p> <p>四 第三号適用者であつて、所得の額が三百八十万円未満であるもの 六十七万円</p> <p>五 市町村民税世帯非課税者(次号に掲げる者を除く。) 三十一万円</p> <p>六 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日の属する年度の前年度(次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十三條第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第二条第一項第二十号に規定する各種所得の金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者 十九万円</p> | <p>者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。)である者又はその被扶養者である者</p> <p>において準用する場合を含む。及び第四十三條の四第一項</p> <p>条第三項において準用する場合を含む。及び第四十三條の四第一項</p> <p>扶養者である者</p> <p>基準日において国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員(防衛省の職員(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第十七條の三第一項に規定する自衛官等(以下この表において「自衛官等」という。)を除く。)である者又はその被扶養者(自衛官等の被扶養者を含む。)である者</p> <p>国家公務員共済組合法施行令第三十一年政令第二十七号)第一條の三の六の三第一項(同條第二條の三の六の三の六の四第一項)及び第十條の三の六の三の六の四第一項</p> <p>国家公務員共済組合法施行令第三十一年政令第二十七号)第一條の三の六の三の六の四第一項</p> <p>国家公務員共済組合法施行令第三十一年政令第二十七号)第一條の三の六の三の六の四第一項</p> | <p>基準日において船員保険の被保険者(国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。)である者又はその被</p> <p>船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二十四号)第十二條第一項(同條第三項において準用する場合を含む。)及び第十三條</p> <p>船員保険法施行令第十二條第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)及び第十四條第七項</p> <p>船員保険法施行令第十二條第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)及び第十四條第七項</p> <p>船員保険法施行令第十二條第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)及び第十四條第七項</p> <p>船員保険法施行令第十二條第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)及び第十四條第七項</p> | <p>基準日において地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員である者又はその被扶養者である者</p> <p>地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十一年政令第三十五十一号)第二十三條の三の七第一項(同條第三項において準用する場合を含む。)及び第二</p> <p>地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の七第二項(同條第二十三條の三の七第二項)及び第二</p> <p>地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の七第二項(同條第二十三條の三の七第二項)及び第二</p> <p>地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の七第二項(同條第二十三條の三の七第二項)及び第二</p> | <p>基準日において国民健康保険の世帯主等である者又は当該国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者である者</p> <p>国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九條の四の三の二及び第二項</p> <p>国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九條の四の三の二及び第二項</p> <p>国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九條の四の三の二及び第二項</p> <p>国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九條の四の三の二及び第二項</p> |
|--|---|--|--|---|

第十六條の四 被保険者が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とな

らない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。

2 高額介護合算療養費の支給に関する手続に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。（法第九十二条第一項及び第二項に規定する政令で定める特別の事情）

第十七条 第四条の規定は、法第九十二条第一項及び第二項に規定する政令で定める特別の事情について準用する。

第四節 保険料
（保険料の算定に係る基準）

第十八条 後期高齢者医療広域連合が被保険者（法第百四条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する被保険者（以下「特定地域被保険者」という。）を除く。以下この項において同じ。）に対して課する保険料の算定に係る同条第二項本文に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。ただし、法第九十九条第二項に規定する被保険者（以下この条において「被扶養者であつた被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であつた被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

二 前号の所得割額は、地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）にイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額であること。ただし、当該後期高齢者医療広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文及び第四号の規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第六号の規定に基づき定められる当該賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

イ 第三項第三号に規定する所得割総額から厚生労働省令で定めるところにより算定した当該所得割総額に係る特定期間（法第百十六条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の特定地域被保険者に対して課される所得割額の合計額の合計額の見込額を控除した額
ロ 被保険者（被扶養者であつた被保険者を除く。）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定期間における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額
三 前号の場合における地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百三十三条第九項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定するものであること。
四 第一号の被保険者均等割額は、第三項第三号に規定する被保険者均等割額から厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課される被保険者均等割額の合計額の合計額の見込額を控除した額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込額で除して得た額であること。
五 所得割率及び前号の規定により算定された被保険者均等割額は、当該後期高齢者医療広域連合の全区域（法第百四条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める基準に該当する地域を除く。）にわたつて均一であること。
六 第一号の賦課額は、八十万円を超えることができないものであること。
七 後期高齢者医療広域連合が特定地域被保険者に対して課する保険料の算定に係る法第百四条第二項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
一 当該保険料の賦課額は、特定地域被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。ただし、被扶養者であつた被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であつた被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。
二 前号の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に特定地域所得割率を乗じて得た額とすること。
三 前号の特定地域所得割率は、地域の実情その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める

方法により算定した率とすること。ただし、当該率は、所得割率の百分の五十を下回らない範囲内とする。
四 第一号の被保険者均等割額は、地域の実情その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した額とすること。ただし、前項第一号の被保険者均等割額の百分の五十を下回らない範囲内とする。
五 第一号の賦課額は、八十万円を超えることができないものであること。
六 特定期間における各年度の法第百四条第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額（次項又は第五項に規定する基準に従い第一項又は前項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下この項において「賦課総額」という。）について同条第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 賦課総額は、特定期間における各年度のイに掲げる合計額の見込額からロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を算定し、その算定した額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第七十条第三項（法第七十四条第十項、第七十五条第七項及び第七十六条第六項）及び第七十八項の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金、法第百七十七条第二項の規定による拠出金及び法第百二十四条の二第一項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額、法第百六条第二項第一号に規定する

基金事業借入金償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額
ロ 法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金、法第九十五条の規定による調整交付金、法第百条第一項の規定による後期高齢者交付金、法第百七十七条第一項の規定による交付金、法第百二条及び第百三条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

二 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として厚生労働省令で定める基準に従い算定される率であること。
三 賦課総額は、所得割額及び被保険者均等割額の合計額とし、所得割額は、被保険者均等割額の四十八分の五十二に相当する額に、当該特定期間における各年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額であること。

四 後期高齢者医療広域連合が所得の少ない被保険者に対して課する保険料の算定に係る法第百四条第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
一 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の第六項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法

方法により算定した率とすること。ただし、当該率は、所得割率の百分の五十を下回らない範囲内とする。
四 第一号の被保険者均等割額は、地域の実情その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した額とすること。ただし、前項第一号の被保険者均等割額の百分の五十を下回らない範囲内とする。
五 第一号の賦課額は、八十万円を超えることができないものであること。
六 特定期間における各年度の法第百四条第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額（次項又は第五項に規定する基準に従い第一項又は前項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下この項において「賦課総額」という。）について同条第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
一 賦課総額は、特定期間における各年度のイに掲げる合計額の見込額からロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を算定し、その算定した額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第七十条第三項（法第七十四条第十項、第七十五条第七項及び第七十六条第六項）及び第七十八項の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金、法第百七十七条第二項の規定による拠出金及び法第百二十四条の二第一項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額、法第百六条第二項第一号に規定する

基金事業借入金償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額
ロ 法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金、法第九十五条の規定による調整交付金、法第百条第一項の規定による後期高齢者交付金、法第百七十七条第一項の規定による交付金、法第百二条及び第百三条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

二 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として厚生労働省令で定める基準に従い算定される率であること。
三 賦課総額は、所得割額及び被保険者均等割額の合計額とし、所得割額は、被保険者均等割額の四十八分の五十二に相当する額に、当該特定期間における各年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額であること。

附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（第三号イ及び第四号イにおいて「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第二項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、第三号イ及び第四号イにおいて「給与所得者等の数」と

いう。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に二十九万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超える場合においては、当該世帯に属する被保険者に対して賦課する被保険者均等割額を減額すること。
 二 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第二項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三條第三項から第五項までの規定を適用せず、所得税法第五十七條第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとして計算するものであること。
 三 前二号の規定に基づき減額する額は、当該後期高齢者医療広域連合の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額であること。
 四 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯 十分の七
 ロ イに掲げる世帯以外の世帯 十分の五
 第一号及び第二号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第二項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第二項第一号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に五十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合において、当

該世帯に属する被保険者（次項第一号の規定により減額される被保険者を除く。）に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものであること。
 五 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第二項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三條第三項から第五項までの規定を適用せず、所得税法第五十七條第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとして計算するものであること。
 六 前二号の規定に基づき減額する額は、当該後期高齢者医療広域連合の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に十分の二を乗じて得た額であること。
 五 後期高齢者医療広域連合が被扶養者であつた被保険者に対して課する保険料の算定に係る法第三百四條第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
 一 被扶養者であつた被保険者（前項第一号及び第二号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第五十二條各号のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものであること。
 二 前号の規定に基づき減額する額は、当該後期高齢者医療広域連合の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額であること。
 （法第七七條第一項に規定する政令で定める被保険者）
 第十九條 法第七七條第一項に規定する政令で定めるものは、法第一百十條において準用する介護保険法（以下「準用介護保険法」という。）の規定による保険料の特別徴収の対象とならない被保険者とする。
 第二十條 法第七七條第二項に規定する政令で定める年金たる給付は、介護保険法施行令第四十條第一項に定める年金たる給付とする。
 2 法第七七條第二項に規定する政令で定める年金たる給付に類する給付は、介護保険法施行令第四十條第二項に定める年金たる給付に類する給付とする。

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| <p>（保険料の特別徴収に関する介護保険法の規定の読替え） 第二十一条 法第一百十條の規定による介護保険法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | <p>読み替へられる字句 読み替へる字句 読み替へる字句</p> | <p>読み替へる字句 読み替へる字句 読み替へる字句</p> | <p>読み替へる字句 読み替へる字句 読み替へる字句</p> | <p>読み替へる字句 読み替へる字句 読み替へる字句</p> | <p>読み替へる字句 読み替へる字句 読み替へる字句</p> |
|--|--|--|--|--|--|

| | | | |
|------------------|---|---------------------------|--|
| <p>項四第条六十三百第</p> | | <p>定規るえ替み読中定規の法険保護介</p> | |
| <p>第一項</p> | <p>高齡者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齡者医療確保法」という。）第百十条において準用する第百三十八条第一項（高齡者医療確保法第百十条において準用する第百四十条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）</p> | <p>読み替えられ 読み替える字句</p> | <p>（特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合等における市町村による通知に関する読替え） 第二十五条 準用介護保険法第百三十八条第二項（準用介護保険法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> |

| | | | |
|--------------------------------------|---|---|--|
| <p>項六第条六十三百第</p> | | <p>項五第条六十三百第</p> | |
| <p>第一項</p> | <p>高齡者医療確保法第百十条において準用する第百三十八条第一項</p> | <p>特定年金保険者</p> | <p>第一項</p> |
| <p>高齡者医療確保法第百十条において準用する第百三十八条第一項</p> | <p>高齡者医療確保法第百十条において準用する第百三十四条第十一項に規定する特定年金保険者</p> | <p>高齡者医療確保法第百十条において準用する第百三十四条第十一項に規定する特定年金保険者</p> | <p>たときは、速やかに、連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら</p> |

| | | | |
|--|--|--------------------------------------|--|
| <p>項八第条六十三百第</p> | | <p>項七第条六十三百第</p> | |
| <p>前項</p> | <p>高齡者医療確保法第百十条において準用する第百三十八条第二項（高齡者医療確保法第百十条において準用する第百四十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する前項</p> | <p>第一項</p> | <p>高齡者医療確保法第百十条において準用する第百三十八条第一項</p> |
| <p>（仮徴収に関する読替え） 第二十六条 準用介護保険法第百四十条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | <p>高齡者医療確保法第百十条において準用する第百三十八条第二項（高齡者医療確保法第百十条において準用する第百四十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する前項</p> | <p>高齡者医療確保法第百十条において準用する第百三十八条第一項</p> | <p>合に該当するに至ったときは、速やかに、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>項一第条六十三百第</p> | | <p>定規るえ替み読中定規の法険保護介</p> | |
| <p>第三十條</p> | <p>高齡者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齡者医療確保法」という。）第百十条において準用する第百四十条第二項の</p> | <p>読み替えられ 読み替える字句</p> | <p>読み替える字句（準用介護保険法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）</p> |
| <p>高齡者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齡者医療確保法」という。）第百十条において準用する第百四十条第二項の</p> | <p>高齡者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齡者医療確保法」という。）第百十条において準用する第百四十条第二項の</p> | <p>読み替える字句（準用介護保険法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）</p> | <p>読み替える字句（準用介護保険法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）</p> |

項一第条七十三百第 項八第条六

| | | | | | | | |
|---|--|-----------------------|--|--|--|--|--|
| 給付 年金 対象 徴収 特別 | まで 一三三翌 日十月年 から 一十月の 年の 当該 | 額 険割回支 料保回数払 | 同 項 | 項 第一 | 前 第一 | 項 第一 | 項 第一 |
| 「特別徴収対象 給付（以下 規定する特別 徴収対象年金 給付）（以下 「特別徴収対象 給付）」 | 「特別徴収対象 給付（以下 規定する特別 徴収対象年金 給付）」 | 支払回数割保 料に相当する 額 | 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前条第一項 | 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前条第一項 | 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前条第一項 | 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前条第一項 | 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前条第一項 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 第条七十三百第 | 項五第条七十三百第 | 項四第条七十三百第 | 項三第条七十三百第 | 項二第条七十三百第 | 項一第条七十三百第 |
| 項一 | 前項 | 項一 | 項一 | 項一 | 項一 |
| 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前項 | 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前項 | 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前項 | 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前項 | 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前項 | 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前項 |
| 「特別徴収対象 給付（以下 規定する特別 徴収対象年金 給付）」 | 「特別徴収対象 給付（以下 規定する特別 徴収対象年金 給付）」 | 「特別徴収対象 給付（以下 規定する特別 徴収対象年金 給付）」 | 「特別徴収対象 給付（以下 規定する特別 徴収対象年金 給付）」 | 「特別徴収対象 給付（以下 規定する特別 徴収対象年金 給付）」 | 「特別徴収対象 給付（以下 規定する特別 徴収対象年金 給付）」 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 項九第条七十三百第 | 項八第条七十三百第 | 項七第条七十三百第 | 項六 |
| 項五 | 項四三第 七條十百 | 前項 | 項一 |
| 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前項 | 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前項 | 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前項 | 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前項 |
| 「特別徴収対象 給付（以下 規定する特別 徴収対象年金 給付）」 | 「特別徴収対象 給付（以下 規定する特別 徴収対象年金 給付）」 | 「特別徴収対象 給付（以下 規定する特別 徴収対象年金 給付）」 | 「特別徴収対象 給付（以下 規定する特別 徴収対象年金 給付）」 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 項三第条八十三百第 | 項二第条八十三百第 | 項一第条八十三百第 | 項六 |
| 料保対特 險象収別 額 | 項一 | 項一 六三第 十條百 | 項六 |
| 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前項 | 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前項 | 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前項 | 高年齢者医療確 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 前項 |
| 「特別徴収対象 給付（以下 規定する特別 徴収対象年金 給付）」 | 「特別徴収対象 給付（以下 規定する特別 徴収対象年金 給付）」 | 「特別徴収対象 給付（以下 規定する特別 徴収対象年金 給付）」 | 「特別徴収対象 給付（以下 規定する特別 徴収対象年金 給付）」 |

| 項二第条九十三百第 | | 項一第条九十三百第 | | 項四第条八十三百第 | |
|--------------------|-------|--------------------------|--------------|-----------|--|
| 次項 | 者保号第一 | 徴収普通 | 三百 | 者保号第一 | 前項 |
| 高齢者医療確保法第百十條において準用 | 被保険者 | 高齢者医療確保法第百七條第一項に規定する普通徴収 | 高齢者医療確保法第百九條 | 被保険者 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百四十條第三項において準用する前項 |
| 高齢者医療確保法第百十條において準用 | 被保険者 | 高齢者医療確保法第百七條第一項に規定する普通徴収 | 高齢者医療確保法第百九條 | 被保険者 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百四十條第三項において準用する前項 |

| 項三第条九十三百第 | | 項六第条三十百第 | | 項四第条三十百第 | |
|--------------------|-------|----------|-------------------------------------|----------|---------|
| 前項 | 者保号第一 | この法律 | 同項 | 読み替える字句 | 読み替える字句 |
| 用する次項第三項において準用する前項 | 被保険者 | 高齢者医療確保法 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する次項第三項において準用する前項 | 読み替える字句 | 読み替える字句 |
| 用する次項第三項において準用する前項 | 被保険者 | 高齢者医療確保法 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する次項第三項において準用する前項 | 読み替える字句 | 読み替える字句 |

（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例に関する技術的読替え）
第二十七條 準用介護保険法第百四十一條第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 項六第条三十百第 | | 項五第条三十百第 | |
|---|---|---|---|
| 第一項 | 特定年金保険者 | 第一項 | 特定年金保険者 |
| 当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会及び地方公務員共済組合連合会 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百四十一條第一項 | 当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人及び厚生労働大臣 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百四十一條第一項 |
| 速やかに、連合会及び指定法人の順に經由して行 | 速やかに、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら | 速やかに、連合会、指定法人及び厚生労働大臣の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら | 速やかに、連合会、指定法人及び厚生労働大臣の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら |

| 項六第条三十百第 | | 項七第条三十百第 | |
|---|---|-------------------------------|-------------------------------|
| 前項 | 第五項 | 第一項 | 第一項 |
| 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百四十一條第二項において準用する前項 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百四十一條第二項において準用する前項 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百四十一條第一項 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百四十一條第一項 |

第二十八條（四月一日後の事項の通知に係る特別徴収額の通知等の取扱い）
 介護保険法第百三十六條から第百三十八條まで（同法第百三十七條第四項及び第五項並びに第九項（同法第五項に係る部分に限る。）を除く。）及び第百四十條の規定は、準用介護保険法第百三十四條第二項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五條第二項並びに第五項及び第六項（同法第二項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる介護保険法規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | |
|---|---|
| 項六第条三十百第 | 項七第条三十百第 |
| 第一項 | 第一項 |
| 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第百十條において準用する第百三十四條第二項 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第百十條において準用する第百三十四條第二項 |
| 高齢者医療確保法第百十條において準用する前項 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する前項 |
| 特別徴収 | 特別徴収 |
| 特別徴収（以下「特別徴収」という。） | 特別徴収（以下「特別徴収」という。） |

| | | | | | | | | |
|---------|------------------|---------|----|--|--------------|-----|---|------------------------|
| 第六百三十一條 | 特別徴収対象被保険者に係る保険料 | 特別徴収義務者 | 前項 | 第三項及び第四項並びに第一項及び第二項の規定により当該年の四月一日から九月三十日までの間に徴収される保険料額の合計額を控除して得た額を、当該年の十月一日 | 当該特別徴収対象年金給付 | 第一項 | 高年齢者医療確保法第百十條において準用する前条第六項に規定する特別徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。） | 施行令第二十八條第一項において準用する第一項 |
|---------|------------------|---------|----|--|--------------|-----|---|------------------------|

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|---------|---|-----|--------|-------|-----|---|-------|-----|---|-----|------------------------|
| 第三項 | 特定年金保険者 | 高年齢者医療確保法第百十條において準用する第三十四條第十一項に規定する特定年金保険者（施行令第二十八條第一項において準用する第五項において「特定年金保険者」という。） | 第一項 | 八月三十一日 | 十月二十日 | 第一項 | 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び厚生労働大臣の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら | 十月二十日 | 第一項 | 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び厚生労働大臣の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら | 第一項 | 施行令第二十八條第一項において準用する第一項 |
|-----|---------|---|-----|--------|-------|-----|---|-------|-----|---|-----|------------------------|

| | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----|---------------------|-----|--------|-------|----|--|-------|----|------|----|--------------------------|
| 第六百三十七條 | 第一項 | 連合会、指定法人及び地方公務員共済組合 | 第一項 | 七月三十一日 | 十月二十日 | 前項 | 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら | 十月二十日 | 前項 | 十月一日 | 前項 | 施行令第二十八條第一項において準用する前条第一項 |
|---------|-----|---------------------|-----|--------|-------|----|--|-------|----|------|----|--------------------------|

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----------|------------------------|---------|----|-----------------------|---------|-----|-----------------------|--------|----|-----------------------|--------|-----|--------------------|
| 第六項 | 第一項及び第四項 | 施行令第二十八條第一項において準用する第一項 | 第七百三十八條 | 前項 | 施行令第二十八條第一項において準用する前項 | 第七百三十九條 | 第一項 | 施行令第二十八條第一項において準用する前項 | 第七百四十條 | 前項 | 施行令第二十八條第一項において準用する前項 | 第七百四十條 | 第七項 | 高年齢者医療確保法第百三十四條第七項 |
|-----|----------|------------------------|---------|----|-----------------------|---------|-----|-----------------------|--------|----|-----------------------|--------|-----|--------------------|

| | | | | |
|---|---|--------------|-------|---------------------------|
| 2 | 前項において準用する介護保険法第百三十八 条第二項（前項において準用する同法第百四十 条第三項において準用する場合を含む。）の規 定による技術的読替えは、次の表のとおりとす る。 | 第四十 第一項 | 十月一日 | 施行令第二十八條第一項 において準用する前項 |
| | | 第四十 第二項 | 十二月一日 | 施行令第二十八條第一項 において準用する前項 |
| | | 第四十 第三項 | | |
| | | 第四十 第四項 | | |
| | | 第四十 第五項 | | |
| | | 第四十 第六項 | | |
| | | 第四十 第七項 | | |
| | | 第四十 第八項 | | |
| | | 第四十 第九項 | | |
| | | 第四十 第十項 | | |
| | | 第四十 第十一項 | | |
| | | 第四十 第十二項 | | |
| | | 第四十 第十三項 | | |
| | | 第四十 第十四項 | | |
| | | 第四十 第十五項 | | |
| | | 第四十 第十六項 | | |
| | | 第四十 第十七項 | | |
| | | 第四十 第十八項 | | |
| | | 第四十 第十九項 | | |
| | | 第四十 第二十項 | | |
| | | 第四十 第二十一項 | | |
| | | 第四十 第二十二項 | | |
| | | 第四十 第二十三項 | | |
| | | 第四十 第二十四項 | | |
| | | 第四十 第二十五項 | | |
| | | 第四十 第二十六項 | | |
| | | 第四十 第二十七項 | | |
| | | 第四十 第二十八項 | | |
| | | 第四十 第二十九項 | | |
| | | 第四十 第三十項 | | |
| | | 第四十 第三十一項 | | |
| | | 第四十 第三十二項 | | |
| | | 第四十 第三十三項 | | |
| | | 第四十 第三十四項 | | |
| | | 第四十 第三十五項 | | |
| | | 第四十 第三十六項 | | |
| | | 第四十 第三十七項 | | |
| | | 第四十 第三十八項 | | |
| | | 第四十 第三十九項 | | |
| | | 第四十 第四十項 | | |
| | | 第四十 第四十一項 | | |
| | | 第四十 第四十二項 | | |
| | | 第四十 第四十三項 | | |
| | | 第四十 第四十四項 | | |
| | | 第四十 第四十五項 | | |
| | | 第四十 第四十六項 | | |
| | | 第四十 第四十七項 | | |
| | | 第四十 第四十八項 | | |
| | | 第四十 第四十九項 | | |
| | | 第四十 第五十項 | | |
| | | 第四十 第五十一項 | | |
| | | 第四十 第五十二項 | | |
| | | 第四十 第五十三項 | | |
| | | 第四十 第五十四項 | | |
| | | 第四十 第五十五項 | | |
| | | 第四十 第五十六項 | | |
| | | 第四十 第五十七項 | | |
| | | 第四十 第五十八項 | | |
| | | 第四十 第五十九項 | | |
| | | 第四十 第六十項 | | |
| | | 第四十 第六十一項 | | |
| | | 第四十 第六十二項 | | |
| | | 第四十 第六十三項 | | |
| | | 第四十 第六十四項 | | |
| | | 第四十 第六十五項 | | |
| | | 第四十 第六十六項 | | |
| | | 第四十 第六十七項 | | |
| | | 第四十 第六十八項 | | |
| | | 第四十 第六十九項 | | |
| | | 第四十 第七十項 | | |
| | | 第四十 第七十一項 | | |
| | | 第四十 第七十二項 | | |
| | | 第四十 第七十三項 | | |
| | | 第四十 第七十四項 | | |
| | | 第四十 第七十五項 | | |
| | | 第四十 第七十六項 | | |
| | | 第四十 第七十七項 | | |
| | | 第四十 第七十八項 | | |
| | | 第四十 第七十九項 | | |
| | | 第四十 第八十項 | | |
| | | 第四十 第八十一項 | | |
| | | 第四十 第八十二項 | | |
| | | 第四十 第八十三項 | | |
| | | 第四十 第八十四項 | | |
| | | 第四十 第八十五項 | | |
| | | 第四十 第八十六項 | | |
| | | 第四十 第八十七項 | | |
| | | 第四十 第八十八項 | | |
| | | 第四十 第八十九項 | | |
| | | 第四十 第九十項 | | |
| | | 第四十 第九十一項 | | |
| | | 第四十 第九十二項 | | |
| | | 第四十 第九十三項 | | |
| | | 第四十 第九十四項 | | |
| | | 第四十 第九十五項 | | |
| | | 第四十 第九十六項 | | |
| | | 第四十 第九十七項 | | |
| | | 第四十 第九十八項 | | |
| | | 第四十 第九十九項 | | |
| | | 第四十 第一百項 | | |

介護保険法の規定中読み替える規定

| | |
|-------------------|--|
| 読み替 えられ る字句 | 読み替える字句 |
| 第一項 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第百十条において準用する前条第五項に規定する特別徴収対象被保険者（施行令第二十八条第一項において準用する第百三十八条第二項（施行令第二十八条第一項において準用する第百四十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合及び第六項において「特別徴収対象被保険者」という。）が施行令第二十八条第一項において準用する第百三十八条第一項に規定する場合には該当するに至ったときは、速やかに、連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連 |

第三百六十六項

第三百六十五項

| | | |
|-----|---|---|
| 第一項 | 高齢者医療確保法第百十條において準用する第百三十四條第十一項に規定する特定年金被保険者 | 特別徴収対象被保険者が施行令第二十八條第一項において準用する第百三十八條第一項に規定する場合には、速やかに、連合会、指定法人及び厚生労働大臣の順に經由して行われるよう、これら |
| 第一項 | 特別徴収対象被保険者が施行令第二十八條第一項において準用する第百三十八條第一項に規定する場合には、速やかに、連合会、指定法人及び厚生労働大臣の順に經由して行われるよう、これら | これら 施行令第二十八條第一項において準用する第百三十八條第一項 |

第三百六十八項

第三百六十七項

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 読み替 えられ る字句 | 読み替える字句 |
| 第一項 | 第一項 |
| 読み替える字句（第一項において準用する介護保険法 | 読み替える字句（第一項において準用する介護保険法 |
| 読み替える字句（第一項において準用する介護保険法 | 読み替える字句（第一項において準用する介護保険法 |

3 第一項において準用する介護保険法第百四十
条第三項の規定による技術的読替えは、次の表
のとおりとする。

項一第条六十三百第 定規るえ替み読中定規の法

| | | | |
|--|----|--------------------------|--------------------------|
| の徴特よ定のるに部係項第(六)び項第五に項第一前いて、に場れた行知るに規項第四三第 | る字 | 第百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合) | 第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合) |
| 方収別り規る)限分るに係項第一(同)六)び項第五に項第一前いて、に場れた行知るに規項第四三第 | る字 | 第百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合) | 第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合) |

| | | | | | | | | | |
|--------|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 徴特別 | 額 険 割 回 支 料 保 数 払 | 険 率 保 者 | に 係 者 保 険 者 | に 係 者 保 険 者 | き 特 別 と 徴 収 者 | と よ し と す う | を 徴 収 し 徴 料 | を 徴 収 し 徴 料 | 法 保 に つ づ |
| 保法第百十條 | 高齡者医療確保 高齡者医療確保 | 高齡者医療確保 高齡者医療確保 | 高齡者医療確保 高齡者医療確保 | 高齡者医療確保 高齡者医療確保 | 高齡者医療確保 高齡者医療確保 | 高齡者医療確保 高齡者医療確保 | 高齡者医療確保 高齡者医療確保 | 高齡者医療確保 高齡者医療確保 | 高齡者医療確保 高齡者医療確保 |

項四第条六十三百第

項三第条六十三百第

| | | | | |
|-----|----------------|---|--|--|
| 項第一 | 一 三 八 日 十 月 | 者 保 年 特 保 險 金 定 | 項第一 | 者 義 務 |
| 項第一 | 八 月 十 日 | 高齡者医療確保 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第三項にお いて準用する 第一項 | 施行令第二十 八條第一項に おいて準用す る第百四十條 第三項におい て準用する第 一項 | において準用 する前条第五 項に規定する 特別徴収義務 者(以下「特 別徴収義務者 」という。) |
| 項第一 | 四 月 二 十 日 | 高齡者医療確保 保法第百十條 において準用 する第百四十 條第十一項に 規定する特 定年金保険者 (施行令第二十 八條第一項に おいて準用す る第百四十條 第三項におい て準用する第 五項において 「特定年金保 険者」という。) | 施行令第二十 八條第一項に おいて準用す る第百四十條 第三項におい て準用する第 一項 | において準用 する前条第五 項に規定する 特別徴収義務 者(以下「特 別徴収義務者 」という。) |

条六十三百第

項五第条六十三百第

| | | | | | |
|-----|--|----------------|--|----------------------|----------------|
| 項第一 | 大 勞 厚 及 法 指 会 連 臣 働 生 び 人 定 、 合 | 一 三 七 日 十 月 | 項第一 | 人 定 び 会 連 法 指 及 合 | 一 三 七 日 十 月 |
| 項第一 | 施行令第二十 八條第一項に おいて準用す る第百四十條 第三項におい | 前年の十月二 十日 | 施行令第二十 八條第一項に おいて準用す る第百四十條 第三項におい て準用する第 一項 | これら | 前年の十月二 十日 |
| 項第一 | 施行令第二十 八條第一項に おいて準用す る第百四十條 第三項におい | 四 月 二 十 日 | 施行令第二十 八條第一項に おいて準用す る第百四十條 第三項におい て準用する第 一項 | これら | 四 月 二 十 日 |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 第 六 十 三 百 第 三 十 八 条 | 第 六 十 三 百 第 七 十 七 項 | | | 第 六 十 三 百 第 七 十 七 項 | | | 第 六 十 三 百 第 七 十 七 項 | | |
| 前項 | 第五項 | 第一項 | 第一項 | 第一項 | 第一項 | 第一項 | 第一項 | 第一項 | 第一項 |
| 施行令第二十 八条第一項に おいて準用す る第百四十条 第三項におい て準用する第 三項におい て準用する前 項 | 施行令第二十 八条第一項に おいて準用す る第百四十条 第三項におい て準用する第 五項 | 施行令第二十 八条第一項に おいて準用す る第百四十条 第三項におい て準用する第 一項 | 施行令第二十 八条第一項に おいて準用す る第百四十条 第三項におい て準用する第 一項 | 施行令第二十 八条第一項に おいて準用す る第百四十条 第三項におい て準用する第 一項 | 施行令第二十 八条第一項に おいて準用す る第百四十条 第三項におい て準用する第 一項 | 施行令第二十 八条第一項に おいて準用す る第百四十条 第三項におい て準用する第 一項 | 施行令第二十 八条第一項に おいて準用す る第百四十条 第三項におい て準用する第 一項 | 施行令第二十 八条第一項に おいて準用す る第百四十条 第三項におい て準用する第 一項 | 施行令第二十 八条第一項に おいて準用す る第百四十条 第三項におい て準用する第 一項 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 第 百 第 一 十 八 項 | 第 七 十 三 百 第 一 十 八 項 | | | | | | | | | | |
| 前項 | 給付 | 徴収 | 特別徴収 | まで | 一三三翌か一十月年当額 | 支回数 | 支回数 | 支回数 | 支回数 | 支回数 | 支回数 |
| 施行令第二十 八条第一項に いう。 | 「特別徴収対象 年金給付」と いう。 | 「特別徴収対象 年金給付」と いう。 | 「特別徴収対象 年金給付」と いう。 | 「特別徴収対象 年金給付」と いう。 | 当該年度の初 日からその日 の属する年の 五月三十一日 まで | 支回数に相当 する額 | 支回数に相当 する額 | 支回数に相当 する額 | 支回数に相当 する額 | 支回数に相当 する額 | 支回数に相当 する額 |

| | | | | |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 第 六 十 三 百 第 七 十 三 項 | 第 七 十 三 百 第 七 十 五 項 | 第 七 十 三 百 第 七 十 四 項 | 第 七 十 三 百 第 七 十 三 項 | 第 七 十 三 百 第 七 十 二 項 |
| 支回数 | 支回数 | 支回数 | 支回数 | 支回数 |
| 支回数に相当 する額 | 支回数に相当 する額 | 支回数に相当 する額 | 支回数に相当 する額 | 支回数に相当 する額 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第 六 十 三 百 第 七 十 九 項 | 第 七 十 三 百 第 七 十 八 項 | 第 七 十 三 百 第 七 十 七 項 | 第 七 十 三 百 第 七 十 六 項 | 第 七 十 三 百 第 七 十 五 項 |
| 第十條 | 第十條 | 第十條 | 第十條 | 第十條 |
| 施行令第二十 八条第一項に おいて準用す る第百四十条 第三項におい て準用する前 項 | 施行令第二十 八条第一項に おいて準用す る第百四十条 第三項におい て準用する前 項 | 施行令第二十 八条第一項に おいて準用す る第百四十条 第三項におい て準用する前 項 | 施行令第二十 八条第一項に おいて準用す る第百四十条 第三項におい て準用する前 項 | 施行令第二十 八条第一項に おいて準用す る第百四十条 第三項におい て準用する前 項 |

| | | | | | |
|----------------------------|--|--|---|--|--|
| 三百第 | 項三第条八十三百第 | | 項二第条八十三百第 | 項一第条八十三百第 | |
| 四三十第 条百 | 料保对徴特 險象収別 | 項第 一 | 前 項 | 額險割回支 料保数払 | 項第 六三第 一十百 |
| に お い て 準 用 | 高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条 に お い て 準 用 | 施 行 令 第 二 十 八 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 百 四 十 条 第 三 項 に お い て 準 用 す る 第 一 項 | 施 行 令 第 二 十 八 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 百 四 十 条 第 三 項 に お い て 準 用 す る 前 項 | 支 払 回 数 割 保 料 額 に 相 当 す る 額 | 施 行 令 第 二 十 八 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 百 四 十 条 第 三 項 に お い て 準 用 す る 第 百 三 十 六 条 第 一 項 |
| に お い て 準 用 | 高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条 に お い て 準 用 | 施 行 令 第 二 十 八 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 百 四 十 条 第 三 項 に お い て 準 用 す る 第 一 項 | 施 行 令 第 二 十 八 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 百 四 十 条 第 三 項 に お い て 準 用 す る 前 項 | 支 払 回 数 割 保 料 額 に 相 当 す る 額 | 施 行 令 第 二 十 八 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 百 四 十 条 第 三 項 に お い て 準 用 す る 第 百 三 十 六 条 第 一 項 |

| | | | | | | |
|---|--|------------------|--|--|------------------|---|
| 百第 | 項二第条九十三百第 | | 項一第条九十三百第 | | 項四第条八十 | |
| 前 項 | 次 項 | 者保号第 險被一 | 徴普 収通 | 三三 十第 百 | 者保号第 險被一 | 前 項 |
| 八 条 第 一 項 に お い て 準 用 | 施 行 令 第 二 十 八 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 百 三 十 四 条 第 三 項 に お い て 準 用 | 被 保 険 者 | 高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 七 条 第 一 項 に 規 定 す る 普 通 徴 収 | 高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 九 条 | 被 保 険 者 | 施 行 令 第 二 十 八 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 百 四 十 条 第 三 項 に お い て 準 用 す る 前 項 |
| 八 条 第 一 項 に お い て 準 用 | 施 行 令 第 二 十 八 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 百 三 十 四 条 第 三 項 に お い て 準 用 | 被 保 険 者 | 高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 七 条 第 一 項 に 規 定 す る 普 通 徴 収 | 高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 九 条 | 被 保 険 者 | 施 行 令 第 二 十 八 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 百 四 十 条 第 三 項 に お い て 準 用 す る 前 項 |

| | | | |
|--|---|---|---|
| 項一第条九十三百第 | | 項三第条九十三 | |
| 別 徴 収 | 同 条 第 一 項 | 同 項 | 同 項 |
| 第 百 七 十 七 条 第 一 項 に 規 定 す る | 高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条 に お い て 準 用 す る 前 条 第 二 項 | 高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 三 十 四 条 第 三 項 に お い て 準 用 す る 前 項 | 高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 三 十 四 条 第 三 項 に お い て 準 用 す る 前 項 |

第二十九條 介護保険法第三十六條から第三十八條まで（同法第三十七條第四項及び第五項並びに第九項（同法第五項に係る部分に限る。）を除く。）及び第百四十條の規定は、介護保険法第百三十四條第三項の規定による通知が行われた場合において、介護保険法第百三十五條第二項並びに第五項及び第六項（同法第二項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる介護保険法の規定中同表の欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | | |
|-----------|---|-------------------|-------------------|
| 第百三十四條第一項 | 高齡者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齡者医療確保法」という。）第百十條において準用する第百三十四條第三項 | 高齡者医療確保法第百三十四條第三項 | 高齡者医療確保法第百三十四條第三項 |
|-----------|---|-------------------|-------------------|

| | | | |
|--|---|---|--|
| 項二第条九十三百第 | | 項六三第 二第 十百 | |
| 年 日 か ら 翌 | 当 該 特 別 徴 収 対 象 年 金 給 付 | 前 項 | 特 別 徴 収 対 象 保 險 料 に 係 る 保 險 料 |
| 高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 六 條 に 規 定 す る 特 別 徴 収 対 象 年 金 給 付 （ 以 下 「 特 別 徴 収 対 象 年 金 給 付 」 と い う。 ） | 高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 六 條 に お い て 準 用 す る 前 条 第 六 項 に 規 定 す る 特 別 徴 収 対 象 年 金 給 付 （ 以 下 「 特 別 徴 収 対 象 年 金 給 付 」 と い う。 ） | 高 齢 者 の 医 療 の 確 保 に 関 す る 法 律 施 行 令 （ 以 下 「 施 行 令 」 と い う。 ） 第 二 十 九 條 第 一 項 に お い て 準 用 す る 前 項 | 高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 六 條 に お い て 準 用 す る 同 項 に 規 定 す る 特 別 徴 収 義 務 者 （ 以 下 「 特 別 徴 収 義 務 者 」 と い う。 ） |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----|--------|---|--------|--|--------|--|--------|---|--------|-----|---------|---|--------|------------------------|------------------------|
| 第六百三十一項 | 第一項 | 七月三十一日 | 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び厚生労働大臣の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら | 十二月二十日 | 連合会、指定法人及び厚生労働大臣の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら | 七月三十一日 | 政令で定めるところにより、連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら | 十二月二十日 | 連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら | 八月三十一日 | 第一項 | 特定年金保険者 | 高齡者医療確保法第百十條において準用する第百三十四條第十一項に規定する特定年金保険者（施行令第二十九條第一項において準用する第五項において「特定年金保険者」という。） | 十二月二十日 | 施行令第二十九條第一項において準用する第一項 | 施行令第二十九條第一項において準用する第一項 |
|---------|-----|--------|---|--------|--|--------|--|--------|---|--------|-----|---------|---|--------|------------------------|------------------------|

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----|--------|----------------------------------|--------|---------------------|--------|-----------------------------|--------|---------------------|--------|-----|-----------------------------|--------|------------------------|------------------------|
| 第六百三十一項 | 第一項 | 七月三十一日 | 政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合 | 十二月二十日 | 連合会、指定法人及び地方公務員共済組合 | 七月三十一日 | 政令で定めるところにより、連合会及び地方公務員共済組合 | 十二月二十日 | 連合会、指定法人及び地方公務員共済組合 | 七月三十一日 | 第一項 | 政令で定めるところにより、連合会及び地方公務員共済組合 | 十二月二十日 | 施行令第二十九條第一項において準用する第一項 | 施行令第二十九條第一項において準用する第一項 |
|---------|-----|--------|----------------------------------|--------|---------------------|--------|-----------------------------|--------|---------------------|--------|-----|-----------------------------|--------|------------------------|------------------------|

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----|--------|-----------------------------|--------|---------------------|--------|-----------------------------|--------|---------------------|--------|-----|-----------------------------|--------|------------------------|------------------------|
| 第六百三十一項 | 第一項 | 七月三十一日 | 政令で定めるところにより、連合会及び地方公務員共済組合 | 十二月二十日 | 連合会、指定法人及び地方公務員共済組合 | 七月三十一日 | 政令で定めるところにより、連合会及び地方公務員共済組合 | 十二月二十日 | 連合会、指定法人及び地方公務員共済組合 | 七月三十一日 | 第一項 | 政令で定めるところにより、連合会及び地方公務員共済組合 | 十二月二十日 | 施行令第二十九條第一項において準用する第一項 | 施行令第二十九條第一項において準用する第一項 |
|---------|-----|--------|-----------------------------|--------|---------------------|--------|-----------------------------|--------|---------------------|--------|-----|-----------------------------|--------|------------------------|------------------------|

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----|--------|-----------------------------|--------|---------------------|--------|-----------------------------|--------|---------------------|--------|-----|-----------------------------|--------|------------------------|------------------------|
| 第六百三十一項 | 第一項 | 七月三十一日 | 政令で定めるところにより、連合会及び地方公務員共済組合 | 十二月二十日 | 連合会、指定法人及び地方公務員共済組合 | 七月三十一日 | 政令で定めるところにより、連合会及び地方公務員共済組合 | 十二月二十日 | 連合会、指定法人及び地方公務員共済組合 | 七月三十一日 | 第一項 | 政令で定めるところにより、連合会及び地方公務員共済組合 | 十二月二十日 | 施行令第二十九條第一項において準用する第一項 | 施行令第二十九條第一項において準用する第一項 |
|---------|-----|--------|-----------------------------|--------|---------------------|--------|-----------------------------|--------|---------------------|--------|-----|-----------------------------|--------|------------------------|------------------------|

| | | | |
|--------------|--|-------------------|---|
| 項四第条六十三百第 | | 定規るえ替み読中定規の法険保護介 | 2 |
| 連合会 | より、こめ、に、日、三、の、す、日、度、当 | 読み替 えられ る字句 | 前項において準用する介護保険法第百三十八 条第二項（前項において準用する同法第百四十 条第三項において準用する場合を含む。）の規 定による技術的読替えは、次の表のとおりとす る。 |
| 別徴収対象被保険者」とい | う、次項及び第六項において「特 合を含む。）において準用する 条第三項において準用する場 項において準用する第百四十 二項（施行令第二十九条第一 に、政令で定めるところに 日、三十一日まで（施行令 第三十項）において準用する の七月の属する前条第五項に す、特別徴収対象被保険者 法」という。）第百十條にお 十号。以下「高齢者医療確保 法律（昭和五十七年法律第八 高齢者の医療の確保に関する 当該年度の初日属する前年 | 読み替 えられ る字句 | 旨の同条 旨の同条第一項において準 用する第百二十六条 |
| | 第一項 | 読み替 えられ る字句 | 読み替 えられ る字句 |
| | 第一項 | 読み替 えられ る字句 | 読み替 えられ る字句 |

| | | | |
|---------|--|---|---|
| 第条六十三百第 | | 項五第条六十三百第 | |
| 第一項 | 働、厚、人、指、連、よ、こ、め、に、日、三、の、す、日、度、当 | 第一項 | 及び指 定法人 |
| 一、項 | う、次項及び第六項において「特 合を含む。）において準用する 条第三項において準用する場 項において準用する第百四十 二項（施行令第二十九条第一 に、政令で定めるところに 日、三十一日まで（施行令 第三十項）において準用する の七月の属する前条第五項に す、特別徴収対象被保険者 法」という。）第百十條にお 十号。以下「高齢者医療確保 法律（昭和五十七年法律第八 高齢者の医療の確保に関する 当該年度の初日属する前年 | 特別徴収対象被保険者が施行 令第二十九条第一項において 準用する第百三十八条第一項 に規定する場合は、速やかに、 至ったときは、速やかに、連 合会、指定法人及び厚生労働 大臣の順に經由して行われる よう連合会に伝達することに より、これら | ）が施行令第二十九条第一項 において準用する第百三十八 条第一項に規定する場合は、該 当するに至ったときは、速や かに、連合会及び指定法人の 順に經由して行われるよう連 合会に伝達することにより、 これら |
| | 第一項 | 特別徴収対象被保険者が施行 令第二十九条第一項において 準用する第百三十八条第一項 に規定する場合は、速やかに、 至ったときは、速やかに、連 合会、指定法人及び厚生労働 大臣の順に經由して行われる よう連合会に伝達することに より、これら | 特別徴収対象被保険者が施行 令第二十九条第一項において 準用する第百三十八条第一項 に規定する場合は、速やかに、 至ったときは、速やかに、連 合会、指定法人及び厚生労働 大臣の順に經由して行われる よう連合会に伝達することに より、これら |

| | | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|-----|--|
| 項八第条六十三百第 | | 項七第条六十三百第 | | 項六 | |
| 前項 | 第五項 | 第一項 | 連合会 | 第一項 | 当該年 度の初 日の属 する年 の七月 の三十 日まで に、政 令で定 めると よ、こ ろに、 連合会、 指定法 人及び 地方公 務員共 済組合 |
| 前項 | 第五項 | 第一項 | 連合会 | 第一項 | 特別徴収対象被保険者が施行 令第二十九条第一項において 準用する第百三十八条第一 項に規定する場合は、速やか に、連合会、指定法人及び地 方公務員共済組合の順に經由 して行われるよう連合会に伝 達することにより、これら |
| | 第五項 | 第一項 | 連合会 | 第一項 | 特別徴収対象被保険者が施行 令第二十九条第一項において 準用する第百三十八条第一 項に規定する場合は、速やか に、連合会、指定法人及び地 方公務員共済組合の順に經由 して行われるよう連合会に伝 達することにより、これら |

| | | | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---|
| 項一第条六十三百第 | | 定規るえ替み読中定規の法険保護介 | | 3 | |
| に部係項第(同六び項第五に並一第、に場れたわが通る規項第四三第 | に部係項第(同六び項第五に並一第、に場れたわが通る規項第四三第 | 読み替 えられ る字句 | 読み替 えられ る字句 | 読み替 えられ る字句 | 第一項において準用する介護保険法第百四十 条第三項の規定による技術的読替えは、次の表 のとおりとする。 |
| に部係項第(同六び項第五に並一第、に場れたわが通る規項第四三第 | に部係項第(同六び項第五に並一第、に場れたわが通る規項第四三第 | 読み替 えられ る字句 | 読み替 えられ る字句 | 読み替 えられ る字句 | 第一項において準用する介護保険法第百四十 条第三項の規定による技術的読替えは、次の表 のとおりとする。 |
| に部係項第(同六び項第五に並一第、に場れたわが通る規項第四三第 | に部係項第(同六び項第五に並一第、に場れたわが通る規項第四三第 | 読み替 えられ る字句 | 読み替 えられ る字句 | 読み替 えられ る字句 | 第一項において準用する介護保険法第百四十 条第三項の規定による技術的読替えは、次の表 のとおりとする。 |

| | | | | | | | |
|---------------------------|---|------------------------------------|---|---|--|---------------------------|---|
| <p>第三百六十五項</p> <p>第一項</p> | <p>に規定する場合に該当するに至ったときは、速やかに、連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら</p> | <p>第三百六十五項</p> <p>特定年金 保険者</p> | <p>高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十四条第十一項に規定する特定年金保険者</p> | <p>第三百六十三項</p> <p>労働大臣 及び厚生 指定法人 連合会、 及び厚生 労働大臣</p> | <p>特別徴収対象被保険者が施行令第三十条第一項において準用する第百三十八条</p> | <p>第三百六十六項</p> <p>第一項</p> | <p>当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共</p> |
|---------------------------|---|------------------------------------|---|---|--|---------------------------|---|

| | | | | | | | |
|---------------------------|------------------------------------|--------------------------|---|---------------------------|--|---------------------------|------------------------------------|
| <p>第三百六十七項</p> <p>第一項</p> | <p>施行令第三十条第一項において準用する第百三十八条第一項</p> | <p>第三百六十八項</p> <p>前項</p> | <p>施行令第三十条第一項において準用する第百三十八条第二項において準用する第五項</p> | <p>第三百三十一項</p> <p>第一項</p> | <p>介護保険法第百三十六条から第百三十九条まで（同法第百三十六条第二項及び第百三十七条第四項及び第五項並びに第九項（同条第五項に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、準用介護保険法第百三十四条第五項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる介護保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | <p>第三百六十一項</p> <p>第一項</p> | <p>前条第一項 同条第一項 により特別徴収</p> |
|---------------------------|------------------------------------|--------------------------|---|---------------------------|--|---------------------------|------------------------------------|

| | | | | | | | |
|---------------------------|---|------------------------------------|---|---------------------------|--|---------------------------|--|
| <p>第三百六十三項</p> <p>第一項</p> | <p>高齢者医療確保法第百十条において準用する前条第五項に規定する特別徴収対象被保険者（以下「特別徴収対象被保険者」という。）に係る保険料</p> | <p>第三百六十三項</p> <p>特別徴収 義務者</p> | <p>高齢者医療確保法第百十条において準用する前条第五項に規定する特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）</p> | <p>第三百六十四項</p> <p>第一項</p> | <p>高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十四条第十一項に規定する特定年金保険者（施行令第三十一条第一項において準用する第五項において「特定年金保険者」という。）</p> | <p>第三百六十四項</p> <p>第一項</p> | <p>七月三十一日 政令で定めるところにより、連合会及び指定</p> |
|---------------------------|---|------------------------------------|---|---------------------------|--|---------------------------|--|

| | | | | | | | |
|---------------------------|-------------------------------|---------------------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------------|--------------------------|------------------------------|
| <p>第三百六十五項</p> <p>第一項</p> | <p>施行令第三十一条第一項において準用する第一項</p> | <p>第三百六十六項</p> <p>第一項</p> | <p>連合会、指定法人及び厚生労働大臣</p> | <p>第三百六十七項</p> <p>第一項</p> | <p>施行令第三十一条第一項において準用する第一項</p> | <p>第三百六十八項</p> <p>前項</p> | <p>施行令第三十一条第一項において準用する前項</p> |
|---------------------------|-------------------------------|---------------------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------------|--------------------------|------------------------------|

| | | | | | | | |
|--------|------------------------------|--|---------------------|-----|-----|----|--|
| 第百三十八条 | 日属の七月三十一日まで、政令で定めるところにより、これら | 第一項に規定する場合は、速やかに、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われよう連合会に伝達することにより、これら | 連合会、指定法人及び地方公務員共済組合 | 第一項 | 第五項 | 前項 | 第三十二條 介護保険法第百三十六條から第百三十九條まで（同法第百三十六條第二項及び第百三十七條第四項及び第五項並びに第九項（同条第五項に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、準用介護保険法第百三十四條第六項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五條第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。（この場合において、次の表の上欄に掲げる介護保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 |
|--------|------------------------------|--|---------------------|-----|-----|----|--|

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|---------------------------|-------|---------------------------|------------------|--|----------|--|---------|--|-----|--|---------|---|
| 第百三十四條第一項 | 高齡者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齡者医療確保法」という。）第百三十四條第六項 | 高齡者医療確保法第百十條において準用する前条第三項 | 同条第一項 | 高齡者医療確保法第百十條において準用する前条第三項 | 特別徴収対象被保険者に係る保険料 | 高齡者医療確保法第百十條において準用する前条第五項に規定する特別徴収対象被保険者（以下「特別徴収対象被保険者」という。）に係る保険料 | 支払回数割保険料 | 高齡者医療確保法第百十條において準用する前条第三項に規定する支払回数割保険料額の見込額（以下「支払回数割保険料額の見込額」という。） | 特別徴収義務者 | 高齡者医療確保法第百十條において準用する前条第五項に規定する特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。） | 第一項 | 高齡者の医療の確保に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第三十二條第一項において準用する第一項 | 特定年金保険者 | 高齡者医療確保法第百十條において準用する第百三十四條第十一項に規定する特定年金保険者（施行令第三十二條第一項において準用する第五項において「特定年金保険者」という。） |
|-----------|---|---------------------------|-------|---------------------------|------------------|--|----------|--|---------|--|-----|--|---------|---|

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 第百三十四條第一項 | 八月三十一日 | 六月二十日 | 七月三十一日 | 六月二十日 | 七月三十一日 | 六月二十日 | 七月三十一日 | 六月二十日 | 七月三十一日 | 六月二十日 | 七月三十一日 | 六月二十日 | 七月三十一日 | 六月二十日 |
|-----------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|-----|------------------------|-----|------------------|----|-----------------------|----|-----------------------|----|--------------------------|-------------|---------------|-------------|---------------|------------|--|------------|------------------------|-----------------------|-----|------------------------|
| 第百三十三條第一項 | 共済組合連合会 | 第一項 | 施行令第三十二條第一項において準用する第一項 | 第五項 | 同条第一項において準用する第五項 | 前項 | 施行令第三十二條第一項において準用する前項 | 前項 | 施行令第三十二條第一項において準用する前項 | 同項 | 施行令第三十二條第一項において準用する前条第一項 | 支払回数割保険料見込額 | 支払回数割保険料額の見込額 | 支払回数割保険料見込額 | 支払回数割保険料額の見込額 | 特別徴収対象年金給付 | 高齡者医療確保法第百十條において準用する第百三十五條第六項に規定する特別徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。） | 特別徴収対象年金給付 | 高齡者医療確保法第百十條において準用する前項 | 施行令第三十二條第一項において準用する前項 | 第一項 | 施行令第三十二條第一項において準用する第一項 |
|-----------|---------|-----|------------------------|-----|------------------|----|-----------------------|----|-----------------------|----|--------------------------|-------------|---------------|-------------|---------------|------------|--|------------|------------------------|-----------------------|-----|------------------------|

| | | | | | |
|---------------------------|----------------------|--|---------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 項 第 八 三 第 二 条 十 百 | 項 第 八 三 第 一 条 十 百 | 項 第 七 三 第 九 条 十 百 | 項 第 七 三 第 八 条 十 百 | 項 第 七 三 第 七 条 十 百 | 項 第 七 三 第 六 条 十 百 |
| 前項 | 支払回数 割保険料 額 | 第六項 第十二項 、同条第 十三項ま での規定 は第五項 の規定に よる通知 について 、同条第 十二項 | 前項 | 第一項及 び第四項 | 第一項 |
| 施行令第三十二条第一項に おいて準用する前項 | 支払回数割保険料額の見 込額 | 施行令第三十二条第一項に おいて準用する第六項 施行令第三十二条第一項に おいて準用する第三十六 条第一項 | 施行令第三十二条第一項に おいて準用する前項 | 施行令第三十二条第一項に おいて準用する第一項 | 施行令第三十二条第一項に おいて準用する第一項 |

| | | | | | |
|---|----------------------------------|--|---|--|---|
| 2 前項において準用する介護保険法第三十八 条第二項の規定による技術的読替えは、次の表 のとおりとする。 | 項 第 九 三 第 三 条 十 百 | 項 第 九 三 第 二 条 十 百 | 項 第 九 三 第 一 条 十 百 | 項 第 八 三 第 四 条 十 百 | 項 第 八 三 第 三 条 十 百 |
| 同項 | 第一号被 保険者 | 次項 | 第一号被 保険者 | 前項 | 第一項 |
| この法律 の適用 | 被保険者 | 施行令第三十二条第一項に おいて準用する次項 | 被保険者 | 施行令第三十二条第一項に おいて準用する前項 | 施行令第三十二条第一項に おいて準用する第一項 |
| 高年齢者医療確保法 第三十一条において準用す る前項 | 高年齢者医療確保法 第三十一条において準用す る前項 | 高年齢者医療確保法 第七十七条 第一項に規定する普通徴収 被保険者 | 高年齢者医療確保法第九 条 第三十 三条 普通徴収 被保険者 | 高年齢者医療確保法第十 条 第四 項 第四十 七項 | 高年齢者医療確保法第十 条 第三 項 特別徴収 対象保 険料額 |

| | | | | |
|--------------------|--------------------|---|--|---|
| 項 第 五 六 三 十 五 条 | 項 第 四 六 三 十 四 条 | 介護 保険 法 の 規 定 | 読み替 えられ る字句 | 読み替 える字 句 |
| 第一項 | 第一項 | 高年齢者の医療の確保に關する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高年齢者医療確保法」という。）第百十條において準用する前条第五項に規定する特別徴収対象被保険者（施行令第三十二条第一項において準用する第百三十八條第一項 | 高年齢者の医療の確保に關する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高年齢者医療確保法」という。）第百十條において準用する前条第六項に規定する特別徴収対象被保険者（施行令第三十二条第一項において準用する第百三十八條第一項に規定する特別徴収対象被保険者が施行令第三十二条第一項において準用する第百三十八條第一項に規定する場合に該 | 高年齢者の医療の確保に關する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高年齢者医療確保法」という。）第百十條において準用する前条第五項に規定する特別徴収対象被保険者（施行令第三十二条第一項において準用する第百三十八條第一項 |

| | | | | |
|------------------|------------------|---|---|--|
| 項 第 六 三 十 七 条 | 項 第 六 三 十 六 条 | の七月 三十一 日まで 、政 令で定 めると ころに より、 連合会 、指定法 人及び 地方公 務員共 済組合 連合会 | の七月 三十一 日まで 、政 令で定 めると ころに より、 連合会 、指定法 人及び 地方公 務員共 済組合 連合会 | 特別徴収対象被保険者が施行令第三十二条第一項において準用する第百三十八條第一項に規定する場合に該 |
| 第五項 | 第一項 | 施行令第三十二条第一項に おいて準用する第百三十八 條第一項 | 施行令第三十二条第一項に おいて準用する第百三十八 條第一項 | 特別徴収対象被保険者が施行令第三十二条第一項において準用する第百三十八條第一項に規定する場合に該 |

| | | |
|--------|----|--|
| 第百三十八項 | 前項 | 施行令第三十二条第一項において準用する第百三十八項第二項において準用する前項 |
|--------|----|--|

第五節 審査請求
 第三十三條 削除
 (後期高齢者医療審査会に関する国民健康保険法の規定の読替え)
第三十四條 法第百三十條の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

| | | |
|--------------------|------------------|------------------|
| 国民健康保険法の規定中読み替へる字句 | 読み替へる字句 | 読み替へる字句 |
| 第九十三條第一項 | 「高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |

| | |
|---------|---|
| 宿泊料又は報酬 | 泊料を、条例の定めるところにより、報酬 |
| 第百二條 | 第九十三條から前条まで及び次条、高齢者医療確保法第百二十八條及び第百二十九條並びに |
| 第百三條 | 第九十一條 |
| 第百三條 | 第九十一條 |
| 第百三條 | 第九十一條 |
| 第百三條 | 第九十一條 |
| 第百三條 | 第九十一條 |
| 第百三條 | 第九十一條 |
| 第百三條 | 第九十一條 |
| 第百三條 | 第九十一條 |

| | | |
|------|------------------|------------------|
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |

| | |
|-----------|-----------|
| 被保険者記号・番号 | 被保険者記号・番号 |
| 被保険者番号 | 被保険者番号 |
| 被保険者記号・番号 | 被保険者記号・番号 |
| 被保険者記号・番号 | 被保険者記号・番号 |
| 被保険者記号・番号 | 被保険者記号・番号 |
| 被保険者記号・番号 | 被保険者記号・番号 |
| 被保険者記号・番号 | 被保険者記号・番号 |
| 被保険者記号・番号 | 被保険者記号・番号 |
| 被保険者記号・番号 | 被保険者記号・番号 |
| 被保険者記号・番号 | 被保険者記号・番号 |

| | | |
|------|------------------|------------------|
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |
| 第九十條 | 「後期高齢者医療確保法」という。 | 「後期高齢者医療確保法」という。 |

第六節 雑則
 第三十六條 法第百三十三條第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 一 法第五十六條第三号に掲げる給付を行うおととする場合
 二 法第百四條第二項に規定する条例を定め、又は変更しようとする場合
第四章 雑則
第三十七條 (厚生労働省令への委任)
 この政令で定めるもののほか、この政令の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。
附則
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
第二条 老人保健法施行令(昭和五十七年政令第百九十三号)は、廃止する。
第三条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であつて前年中に所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額(年

齢六十五歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第十八條第四項第一号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額)及び」と、同法附則第三十三條の第二項第五号とあるのは「地方税法附則第三十三條の第二項第五号」と、「百十万円」とあるのは「百二十五万円」と、同項第四号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額)」と、「同条第二項第一号」とあるのは「地方税法第三十四條の第二項第一号」とする。
第四条 平成二十九年及び平成三十年に於ける被保険者の算定の特例)
第五条 次の各号のいずれかに該当する被保険者(次項の規定の適用を受ける被保険者を除く。)に対して課する令和六年度における保険料の算定については、第十八條第一項及び第二項の規定を適用する場合同様に、同条第一項第六号及び第二項第五号中「八十万円」とあるのは、「七十三万円」とする。
 一 昭和二十四年三月三十一日以前に生まれたる者
 二 令和七年三月三十一日以前に法第五十條第二号の規定を受け、被保険者資格を有している者(前号に掲げる者及び昭和二十四年四月一日から昭和二十五年三月三十一日まで生まれ、その後七十五歳に達した後に当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。)
 三 令和五年の基礎控除後の総所得金額等が五十万円を超えない被保険者に対して課する令和

六年度における保険料の算定について、第十八条第一項から第三項までの規定を適用する場合においては、同条第一項第六号及び第二項第五号中「八十万円」とあるのは、「六十七万円」と、同条第三項第三号中「被保険者均等割総額の四十八分の五十二に相当する額」とあるのは「被保険者均等割総額」とする。

附則（平成二〇年三月三十一日政令第一一六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

（なおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法に規定する特別の会計に所属する権利及び義務の帰属）

第二条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下「平成十八年健保法等改正法」という。）附則第三十八条第四項の規定による平成三十年四月一日において現に同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十八年健保法等改正法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この条において「平成二十年四月改正前老健法」という。）第六十八條に規定する特別の会計に所属する権利及び義務は、次に掲げる業務ごとに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四百三十三條に規定する同法第三百三十九條第一項第二号の業務に係る特別の会計において、厚生労働省令で定めるところにより区分された経理に帰属するものとする。

一 平成二十年四月改正前老健法第六十四條第一項第一号及び第二号並びに第二項の業務
二 平成二十年四月改正前老健法第六十四條第一項第三号の業務

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 施行日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給については、第二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下この条において「新高齢者医療確保法施行令」という。）第十六條の二第一項第一号（同条第三項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。）中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、

は、「平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新高齢者医療確保法施行令第十六條の四までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新高齢者医療確保法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 第六十條の第三項及び第二項 | | 第六十條の第三項 | |
|---------------|-------|--------------------|--------------------|
| 五十六万円 | 七十五万円 | 健康保険法施行令第四十三條の三第一項 | 健康保険法施行令第四十三條の三第一項 |
| 六十七万円 | 八十九万円 | 健康保険法施行令第四十三條の三第二項 | 健康保険法施行令第四十三條の三第二項 |
| 三十一万円 | 四十一万円 | 健康保険法施行令第四十三條の三第三項 | 健康保険法施行令第四十三條の三第三項 |
| 十九万円 | 二十五万円 | 健康保険法施行令第四十三條の三第四項 | 健康保険法施行令第四十三條の三第四項 |

| | |
|----------------------------------|---|
| 船員保険法施行令 | 改訂令附則第四十五條第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令 |
| 国家公務員共済組合法施行令（） | 改訂令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令（） |
| 国家公務員共済組合法施行令第十條の三の六の三第二項（同条第三項） | 改訂令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十條の三の六の三第二項（同条第三項） |
| 国家公務員共済組合法施行令第十條の三の六の三第二項及び | 改訂令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十條の三の六の三第二項及び |
| 地方公務員等共済組合法施行令 | 改訂令附則第五十八條第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令 |
| 私立学校教職員共済法施行令 | 私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる改訂令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた、私立学校教職員共済法施行令 |
| 国民健康保険法施行令 | 改訂令附則第三十九條第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令 |

2 平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで受けた療養に係る次の各号に掲げる高額介護合算療養費の支給については、当該各号イに掲げる額が、それぞれ当該各号ロに掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、新高齢者医療確保法施行令第十六條の二第一項第一号中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新高齢者医療確保法施行令第十六條の四までの規定を適用する。

一 新高齢者医療確保法施行令第十六條の二第二項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による高額介護合算療養費の支給

イ この項の規定により新高齢者医療確保法施行令第十六條の二を読み替えて適用する場合の同条第三項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同条第一項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）

ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額

二 新高齢者医療確保法施行令第十六條の二第四項及び第六項の規定による高額介護合算療養費の支給

イ この項の規定により新高齢者医療確保法施行令第十六條の二を読み替えて適用する場合の同条第四項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した額

ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額

前項の場合において、次の表の上欄に掲げる新高齢者医療確保法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十條 健康保険法施行令 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号。以下この項において「改正令」という。）

欄下表の項第三第三の

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--|---------------------|---|------------------|--|---|--|---|--|---------------------------|---|
| 国民健康 保険法 施行令 | 改正令附則第三十九條第三 項の規定により読み替えら れた国民健康保険法施行令 | 同令第四 十三條の 第三項 | 改正令附則第三十三條第三 項の規定により読み替えら れた健康保険法施行令第四 十三條の第三項 | 船員保 険法 施行令 | 改正令附則第四十五條第三 項の規定により読み替えら れた船員保険法施行令 | 国家公務 員共済組 合法施行 令第十一 條の第三 項(同 第三項) | 改正令附則第五十二條第三 項の規定により読み替えら れた国家公務員共済組合法 施行令第十一條の三の六の 第三項(同条第三項) | 国家公務 員共済組 合法施行 令第十一 條の三の 六の第三 項及び 二項及び | 改正令附則第五十八條第三 項の規定により読み替えら れた地方公務員等共済組 合法施行令 | 私立学校 教職員共 済法施行 令 | 私立学校教職員共済法第四 十八條の二の規定によりそ の例によることとされる改 正令附則第五十二條第三 項の規定により読み替えら れた、私立学校教職員共済法 施行令 |
|--------------------|--|---------------------|---|------------------|--|---|--|---|--|---------------------------|---|

| | | | | | |
|---|--|----------------------------|--------------------------------|-----|-----|
| 第四十三條の三の第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第十六号。以下この項において「改正令」という。)附則第三十三條第四項 | 第四十三條の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第十六号。以下この項において「改正令」という。)附則第三十三條第四項 | 第四十一條の四第一項並びに改正令附則第四十五條第四項 | 第四十一條の三の六の四第一項並びに改正令附則第五十二條第四項 | 第一項 | 第一項 |
|---|--|----------------------------|--------------------------------|-----|-----|

| | | | | | | | | |
|------------------------------|-----------------------------------|----------------------|--|-----------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------------|--|
| 第二十三條の三の八第一項並びに改正令附則第五十八條第四項 | 第二十九條の四の四第一項及び第二項並びに改正令附則第三十一條第四項 | 附則(平成二〇年七月二五政令第二三九号) | この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第一項及び第十八條第四項第一号の規定、第二条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十七條の二第一項及び附則第八條第三項の規定並びに第四条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二條第二項第四号及び船員保険法施行令第十條第二項第四号の規定は、平成二十年四月一日から適用する。 | 附則(平成二〇年九月二四政令第三〇七号)抄 | 第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。 | 附則(平成二〇年一月二二政令第三五七号)抄 | 第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。 | 第二条 第一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(次条において「新高齢者医療確保法施行令」という。)第七條第三項及び第十四條から第十六條までの規定(他の法令において引用する場合を含む。)は、療養を受ける日がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。 |
|------------------------------|-----------------------------------|----------------------|--|-----------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------------|--|

| | | | | | | | |
|--|---|-----------------------|-------------------|------------------------|-----------------------------|-----------------------|--|
| 十六條の二第一項第一号(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用については、同号中「第六項」とあるのは、「第六項(平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第三十五号)第一条の規定による改正前の第十四條第二項又は附則第六條第一項とする。)」とする。 | 2 平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第十六号)附則第三十四條第二項の規定を適用する場合における新高齢者医療確保法施行令第十六條の二第一項第一号の規定の適用については、同号中「第六項」とあるのは、「第六項(平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第三十五号)第一条の規定による改正前の第十四條第一項、第二項又は第五項)」とする。 | 附則(平成二〇年一月二二政令第三五七号)抄 | この政令は、公布の日から施行する。 | 附則(平成二二年四月三〇日政令第一三五号)抄 | 第一条 この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。 | 附則(平成二二年一月二七政令第二七〇号)抄 | この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令の二七〇号)抄 |
|--|---|-----------------------|-------------------|------------------------|-----------------------------|-----------------------|--|

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第一条中国民健康保険法施行令第二十七條の二第一項の改正規定(一)第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項」の下に「、第三十五條の二第一項」を加える部分に限る。)、第二条中国健康保険法施行令第四十二條第三項第四號の改正規定(一)第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項」の下に「、第三十五條の二第一項」を加える部分に限る。)及び第三條中高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第一項の改正規定(一)第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項」の下に「、第三十五條の二第一項」を加える部分に限る。は、同年四月一日から施行する。

二十一年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。
附則(平成二十二年二月二四日政令第二九六号)抄
第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則(平成二十二年二月二八日政令第三一〇号)抄
第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附則(平成二十二年三月三日政令第八号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則(平成二十二年三月三二日政令第五七号)抄
第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附則(平成二十二年三月三一日政令第六五号)抄
第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則(平成二十二年三月三〇日政令第五六号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則(平成二十三年三月三〇日政令第五九号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則(平成二十三年三月三〇日政令第五九号)抄
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則(平成二十三年二月二八日政令第四三〇号)抄
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第二 略
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第二 略
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 略
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 略
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 略
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 略
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 略
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 略
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 略
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 略
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 略
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 略
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二十五条 附則第一條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第三項第三号の規定は、施行日以後に行われた療養について適用し、施行日以前に行われた療養については、なお従前の例による。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第五項第三号の規定は、昭和二十年一月一日以前に生まれた後期高齢者医療の被保険者(同月二日以後に生まれた後期高齢者医療の被保険者の属する世帯に属する者を除く。)については、適用しない。
附則(平成二十七年三月四日政令第六二号)
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)
この政令による改正後の第十八條第四項の規定は、平成二十七年以後の年度分の保険料について適用し、平成二十六年分までの保険料については、なお従前の例による。
附則(平成二十七年三月三一日政令第三八号)抄
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二 略
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二 略
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二 略
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二 略
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二 略
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二 略
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二 略
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二條の二第五項第一号の改正規定（六月）を「七月」に改める部分に限る。）同条第七項の改正規定（六月）を「七月」に改める部分に限る。）及び同令第三十五條の二第十六号の改正規定を除く。）第八條の二第十九條の四の二第二項の改正規定、第二十條中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三條の五第一項第三号の改正規定並びに第二十一條中高年齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第一項第四号及び第五号の改正規定並びに次条及び附則第五條から第十二條までの規定 平成二十七年八月一日

附則（平成二十八年一月二十九日政令第三〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この政令による改正後の第十八條第四項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十七年年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附則（平成二十八年三月三十一日政令第一八〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）
第四条 平成二十年度から平成二十七年年度までの各年度における、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條第一項に規定する平成二十年四月前の医療等に要する費用のうち平成二十五年年度以前に請求されたものの支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に要する費用に係る同項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十三條第一項に規定する拠出金については、なお従前の例による。

附則（平成二十八年五月二十五日政令第二二六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。次条第二

項及び附則第四條第二項において「改正法」という。）附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。
附則（平成二十八年一月二十六日政令第四〇〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。
（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
第五條 第四条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（次項において「新高齢者医療確保法施行令」という。）第七條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十九年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律第六十七條第一項第二号の規定による所得の額の算定について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月以前の場合における当該所得の額の算定については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年一月二十五日政令第九号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この政令による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八條第四項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十九年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十八年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年七月二八日政令第二一三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
第十四條 第八條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條第七項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該日の前日」とあるのは、「当該日」とする。

附則（平成二十九年一月二日政令第二五八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
附則（平成三〇年一月三十一日政令第二五号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この政令による改正後の規定は、平成三十年以後の年度分の保険料について適用し、平成二十九年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年三月二十六日政令第六三号）抄
（施行期日）
この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
附則（平成三〇年七月二十三日政令第二一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。ただし、附則第三條、第五條、第七條、第九條、第十一條、第十五條及び第十八條の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和二年九月四日政令第二七〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。
（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
第七條 第六條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下この条において「新高齢者医療確保法施行令」という。）第七條第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が令和三年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律第六十七條第一項第二号の規定による所得の額の算定について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月以前の場合における当該所得の額の算定については、なお従前の例による。

附則（平成三十一年一月二十五日政令第一四号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この政令による改正後の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十年以前年度の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附則（令和二年一月二十九日政令第一六号）抄
（施行期日）
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この政令による改正後の規定は、令和二年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附則（令和二年九月四日政令第二七〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。
（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
第七條 第六條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下この条において「新高齢者医療確保法施行令」という。）第七條第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が令和三年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律第六十七條第一項第二号の規定による所得の額の算定について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月以前の場合における当該所得の額の算定については、なお従前の例による。

附則（令和二年九月四日政令第二七〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この政令による改正後の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十年以前年度の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附則（令和二年九月四日政令第二七〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この政令による改正後の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十年以前年度の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附則（令和二年九月四日政令第二七〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この政令による改正後の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十年以前年度の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附則（令和二年九月四日政令第二七〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この政令による改正後の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十年以前年度の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附則（令和二年九月四日政令第二七〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この政令による改正後の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十年以前年度の年度分の保険料については、なお従前の例による。

齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条第一項から第三項まで及び第五項の高額療養費算定基準額並びに同令第十六条の第二項に規定する基準日（同令第十六条の四第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この項において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における同令第十六条の第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額について適用し、療養のあった月が同年七月以前の場における当該高額療養費算定基準額及び基準日の属する月が同月以前の場合における当該介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

3 新高齢者医療確保法施行令第十八条第四項

（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び附則第三条の規定は、令和三年度以後の年度分の後期高齢者医療の保険料について適用し、令和二年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

附則（令和二年九月三〇日政令第二十九号）

この政令は、令和二年十月一日から施行する。

附則（令和二年二月二四日政令第三八一号）抄

第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が令和三年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十七條第一項第二号の規定による所得の額の算定、療養のあった月が同月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条第一項から第三項まで及び第五項の高額療養費算定基準額、同令第十四条の二第一項に規定する基準日（同令第十六条の四第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における同令第十六条の第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額並びに令和三年度以後の年度分の後

期高齢者医療の保険料について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月以前の場における当該所得の額の算定、療養のあった月が同月以前の場合における当該高額療養費算定基準額、基準日の属する月が同月以前の場合における当該介護合算算定基準額及び令和二年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

附則（令和三年九月二七日政令第二七一号）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前に高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の第二項に規定する匿名医療保険等関連情報の提供の申出を行った者が同法第十七条の二第一項の規定により納付すべき手数料の額については、この政令による改正後の第一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和三年一〇月二九日政令第三〇三号）抄

第一条 この政令は、令和四年一月一日から施行する。

附則（令和四年一月四日政令第一四号）抄

第一条 この政令は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う準備行為）

第二条 第一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（次条第一項において「新令」という。）第七條第一項から第三項までの規定の施行のために必要な準備行為は、この政令の施行の日前においても行うことができる。

（高齢者の医療の確保に関する法律第六十七條第一項第二号の規定が適用される者的高額療養費算定基準額の特例）

第三条 この政令の施行の日から令和七年九月三十日までの間において全世代対応型の社会保障

制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第六十七條第一項第二号の規定が適用される者が受ける新令第十四条第三項に規定する外来療養についての同項の高額療養費算定基準額は、新令第十五条第三項の規定にかかわらず、六千円と、新令第十四条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る当該外来療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該外来療養に要した費用の額（その額が三万円に満たないときは、三万円）から三万円を控除した額に百分の十を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額（その額が一万八千円を超えるときは、一万八千円（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条第二項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、その額が九千円を超えるときは、九千円））とする。

2 前項の規定が適用される場合における高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條第一項の規定の適用については、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「六千円と、第十四条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る同項に規定する外来療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該外来療養に要した費用の額（その額が三万円に満たないときは、三万円）から三万円を控除した額に百分の十を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額（その額が一万八千円を超えるときは、一万八千円）とする。」とする。

附則（令和四年一月一九日政令第二九号）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の第十八条第一項及び第二項の規定は、令和四年度以後の年度分の保険料について適用し、令和三年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附則（令和四年三月三一日政令第一三三号）抄

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第一条中地方税法施行令第四十八條の九の第三項の改正規定（「においては」を「には」に改める部分を除く。）及び同条第三項第一号の改正規定並びに同令附則第十八條の四第四項及び第八項の改正規定並びに同令附則第十八條の五の改正規定（同条第十項第四号、第十一項第四号、第二十二項第五号及び第二十四項第五号に係る部分を除く。）並びに第五条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第二条の四の改正規定（同条第二項の表第七條の十一並びに附則第四条第十項第一号、第四條の二第九項第一号、第十八條の五第七項第一号、第十八條の五第七項第一号、第十八條の七の二第四項第一号及び第七項第一号並びに附則第四条第十項第一号、第四條の二第九項第一号、第十八條の五第七項第一号及び第七項第一号、第十八條の七の二第四項第一号及び第七項第一号）を削る部分に限る。）並びに附則第十一条の規定 令和六年一月一日

附則（令和四年八月一〇日政令第二七六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年一月一八日政令第一〇号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この政令による改正後の規定は、令和五年度以後の年度分の保険料について適用し、令和四年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附則 (令和五年一〇月二〇日政令第三〇七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、令和五年十一月一日から施行する。
(経過措置)

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行前に高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の第二項に規定する匿名医療保険等関連情報の提供の申出を行った者が同法第十七条の第二項の規定により納付すべき手数料の額については、第二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (令和六年一月二七日政令第八号)

(施行期日)

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。
(後期高齢者医療の保険料の算定に関する経過措置)

2 第五条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八条第一項及び第二項(同令附則第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附則 (令和六年一月二七日政令第九号)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年一月二七日政令第一〇号)

(施行期日)

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この政令による改正後の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附則 (令和六年一月一九日政令第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年三月三〇日政令第一五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第五条の三第八項の改正規定(第十条の五の四第一項から第四項までを「第十条の五の四第七項まで」を「第八項まで」に改める部分を除く)、第二章第九節の次に一節を加える改正規定及び第二十六条の五の改正規定並びに附則第二十七条の規定 令和六年六月一日

別表 (第三条関係)

一 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力(万国式視力表によって測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。ロにおいて同じ。)がそれぞれ〇・〇七以下のもの
ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの
ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの

二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
三 平衡機能に著しい障害を有するもの
四 咀嚼の機能を欠くもの
五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの

九 一上肢の全ての指を欠くもの
十 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
十一 両下肢の全ての指を欠くもの
十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
十四 体幹の機能に歩くことができないう程度の障害を有するもの

十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの